

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例(82)……………3

### 規 則

○世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(71)…3

○世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(72)……………3

○世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則(73)……………3

○世田谷区医療法施行細則の一部を改正する規則(74)……………4

### 訓 令 甲

○世田谷区事案決定手続規程の一部改正(10)……………4

○世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正(11)……………5

○宿日直手当支給規程の一部改正(12)……………6

○世田谷区における建築主事等の確認等に関する事務の執行順位に関する規程の一部改正(13)……………6

○世田谷区道路監視員規程の一部改正(14)……………6

### 告 示

○地方自治法に基づく北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(237)…6

○世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(238)…6

○地方自治法に基づく玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(239)…6

○世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(240)…6

○地方自治法に基づく砧総合支所管内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(241)…6

○世田谷区立地区会館条例に基づく自転車等駐車場の使用料の収納事務委託の告示(242)……………6

○地方自治法に基づく烏山総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(243)…7

○世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(244)…7

○世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(245)…7

○世田谷区立地区会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(246)…7

○地方自治法に基づく世田谷区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーにおける刊行物等の

売払代金の収納事務委託の告示(247)……………7

○地方自治法に基づく特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示(248)……………7

○地方自治法に基づく庁舎におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(249)……………7

○地方自治法に基づく特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務委託の告示(250)……………7

○世田谷区立敬老会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(251)…8

○世田谷区立健康増進・交流施設条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(252)……………8

○世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料の収納事務委託の告示(253)……………8

○世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料の収納事務委託の告示(254)……………8

○世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料及び特別観覧料の収納事務委託の告示(255)……………8

○世田谷区立世田谷文学館条例に基づく観覧料及び特別観覧料の収納事務委託の告示(256)……………8

○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(257)……………8

○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(258)……………9

○世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例に基づく利用者登録料、利用者登録更新料及びキャンセル料の収納事務委託の告示(259)…9

○世田谷区立区民センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(260)……………9

○世田谷区手数料条例に基づく多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納事務委託の告示(261)…9

○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(262)……………9

○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(263)……………9

○世田谷区立区民農園条例に基づく区民農園の使用料の収納事務委託の告示(264)……………9

○世田谷区清掃・リサイクル条例に基づく廃棄物処理手数料のうち世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務委託の告示(265)……………10

○地方自治法に基づくエコプラザ用賀における物品の売払代金の収納事務委託の告示(266)……………11

○地方自治法に基づく資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金の収納事務委託の

告示(267)……………11

○地方自治法に基づく金属系不燃・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納事務委託の告示(268)……………11

○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(269)……………11

○世田谷区立保健センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(270)……………11

○世田谷区後期高齢者医療に関する条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(271)……………11

○世田谷区国民健康保険条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(272)……………11

○介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示(273)……………12

○世田谷区立障害者休養ホーム条例に基づく使用料の徴収事務委託の告示(274)……………12

○世田谷区発達障害相談・療育センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(275)……………12

○世田谷区立産後ケアセンター条例に基づく利用料の収納事務委託の告示(276)……………12

○世田谷区立青少年交流センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(277)……………12

○地方自治法に基づく世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(278)……………12

○地方自治法に基づく希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(279)…13

○狂犬病予防法に基づく注射済票の交付に係る手数料の収納事務委託の告示(280)……………13

○世田谷区立多摩川玉堤広場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(281)……………13

○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(282)……………13

○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示(283)……………13

○世田谷区立ミニSL条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(284)…13

○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示(285)……………13

○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(286)……………13

○世田谷区自転車条例、世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例に基づく手数料の収納事務委託の告示(287)……………14

○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(288)……………14

○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(289)……………14

世田谷区公報

○世田谷区立図書館条例に基づくプラネタリウムの観覧料の収納事務委託の告示(290).....14	○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(313).....18	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(341).....20
○地方自治法に基づく特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務委託の告示(291).....14	○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(314).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(342).....21
○世田谷区後期高齢者医療に関する条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(292).....14	○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(315).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(343).....21
○世田谷区国民健康保険条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(293).....14	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(316).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(344).....21
○介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示(294).....15	○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止の告示(317).....18	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(345).....21
○地方自治法に基づく児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に係る規約の一部変更の告示(295).....15	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(318).....18	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(346).....21
○世田谷区環境美化等に関する条例及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則に基づく雑草除去委託料の告示(296).....16	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(319).....18	○池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則に規定する利用料の収納事務委託の告示(347).....21
○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(297).....16	○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示(320).....18	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(348).....21
○世田谷区清掃・リサイクル条例及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に基づく令和7年度的一般廃棄物の処理に関する実施計画の告示(298).....16	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(321).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(349).....21
○子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認及び確認の辞退の告示(299).....16	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(322).....19	○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(350).....21
○子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認の告示(300).....16	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(323).....19	<b>公 告</b>
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(301).....16	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(324).....19	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(28).....22
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(302).....16	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(325).....19	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(29).....22
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(303).....17	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(326).....19	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(30).....22
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(304).....17	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(327).....19	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(31).....22
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(305).....17	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(328).....19	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(32).....22
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(306).....17	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(329).....19	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(33).....22
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(307).....17	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(330).....19	○土地収用法第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(34).....22
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(308).....17	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(331).....20	○土地収用法第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(35).....22
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(309).....17	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(332).....20	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(36).....22
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止の告示(310).....17	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(333).....20	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(37).....23
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止の告示(311).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(334).....20	○マンションの建替等への円滑化に関する法律に基づく組合の解散認
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止の告示(312).....18	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(335).....20	
	○地方自治法に基づく世田谷区教育会館におけるリサイクル資源の売払代金の収納事務委託の告示(336).....20	
	○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(337).....20	
	○令和7年4月1日世田谷区告示第245号の一部を訂正する告示(338).....20	
	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(339).....20	
	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(340).....20	

可の公告(38).....23

**訓令甲(教)**

○世田谷区教育委員会事案決定手続  
規程の一部改正(2).....23

○学校職員出勤等の記録の整理規程  
の一部改正(3).....23

**告示(農)**

○農業委員会等に関する法律に基づ  
く農業委員会総会の開催の告示  
(4).....23

**告示(監)**

○地方自治法に基づく令和6年度工  
事監査の結果の報告の公表(4).....24

○地方自治法に基づく令和6年度財  
政援助団体等監査の結果の報告の  
公表(5).....30

○地方自治法に基づく職員の賠償責  
任及び長の要求監査結果報告書の  
公表(6).....61

条 例

次に掲げる条例を公布する。  
令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

世田谷区条例第82号

世田谷区特別区税条例の一部を改正する  
条例

世田谷区特別区税条例の一部を改正  
する条例

世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世  
田谷区条例第74号)の一部を次のように改  
正する。

第39条第1項第1号イ中「ニ」を「ハ及  
びホ」に改め、同号ロ中「0.09リットル以下  
のもの」の次に「(ハに掲げるものを除く。)」  
を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「0.09  
リットルを超えるもの」の次に「(ハに掲げ  
るものを除く。)」を加え、同号ハを同号ニ  
とし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リ  
ットル以下かつ最高出力が4.0キロワ  
ット以下のもの 年額 2,000円  
附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の第39条第1項  
(第1号に係る部分に限る。)の規定は、  
令和7年度以後の年度分の軽自動車税の  
種別割について適用し、令和6年度分ま  
での軽自動車税の種別割については、な  
お従前の例による。

規 則

次に掲げる規則を公布する。  
令和7年4月30日  
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第71号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則  
の一部を改正する規則

世田谷区規則第72号

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等  
利用給付認定並びに保育所等の利用調整

等に関する条例の施行等に関する規則の  
一部を改正する規則

世田谷区規則第73号

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者  
に対する医療に関する法律施行規則の一  
部を改正する規則

世田谷区規則第74号

世田谷区医療法施行細則の一部を改正す  
る規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する  
規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則  
(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一  
部を次のように改正する。

第8条の11第1項中「第33条第1項若し  
くは第10項」を「第33条第1項若しくは第  
19項」に改め、同条第3項中「第33条第2  
項若しくは第11項」を「第33条第2項若し  
くは第20項」に改める。

第8条の28の見出し中「認定登録申請等」  
を「登録申請等」に改め、同条第1項中「里  
親認定登録申請書」を「里親登録申請書」  
に改め、同条第3項中「、里親として認定  
し」を削り、同条第4項中「認定する」を  
「登録する」に、「里親認定通知書」を「里  
親登録通知書」に、「認定しない」を「登録  
しない」に、「里親認定否決通知書」を「里  
親登録否決通知書」に改める。

第9号の2の10様式裏面以外の部分を次  
のように改める。  
様式省略

第9号の2の10様式裏面中「第33条第2  
項及び第9項」を「第33条第2項及び第18  
項」に改める。

第9号の2の11様式を次のように改める。  
様式省略

第9号の16様式中「里親認定通知書」を  
「里親登録通知書」に、「認定した」を「登  
録した」に、「認定・登録番号」を「登録番  
号」に改める。

第9号の17様式中「里親認定否決通知書」  
を「里親登録否決通知書」に、「認定しませ  
ん」を「登録しません」に改める。

附 則

この規則中第8条の28の見出し、同条第  
1項、第3項及び第4項、第9号の16様式  
並びに第9号の17様式の改正規定は公布の  
日から、第8条の11第1項及び第3項、第  
9号の2の10様式並びに第9号の2の11様  
式の改正規定は令和7年6月1日から施行  
する。

世田谷区教育・保育給付認定及び施  
設等利用給付認定並びに保育所等の  
利用調整等に関する条例の施行等に関  
する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等  
利用給付認定並びに保育所等の利用調整等  
に関する条例の施行等に関する規則(平成  
27年2月世田谷区規則第5号)の一部を次  
のように改正する。

第17号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行

する。

世田谷区感染症の予防及び感染症の  
患者に対する医療に関する法律施行  
規則の一部を改正する規則

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者  
に対する医療に関する法律施行規則(平成  
12年9月世田谷区規則第127号)の一部を次  
のように改正する。

第1条中「ついて」を「関し」に、「を定  
めるもの」を「定めるとともに、結核患  
者の医療費の助成に関し必要な事項を定め  
るもの」に改める。

第1条の2中「積極的疫学調査等命令書  
(第1号様式)」を「第1号様式」に改める。

第1条の3中「又は法」を「及び法」に、  
「検体を提出し、若しくは検体の採取に応  
じるべきこと」を「検体の提出若しくは採  
取」に、「検体提出等勧告書(第1号の2様  
式)」を「第1号の2様式」に改める。

第1条の4中「又は法」を「及び法」に、  
「検体の採取」を「検体採取」に、「検体採  
取措置書(第1号の3様式)」を「第1号の  
3様式」に改める。

第2条、第3条、第5条及び第6条中「又  
は法」を「及び法」に改める。

第7条中「第20条第1項若しくは第4項」  
を「第20条第1項及び第4項」に、「又は  
法」を「並びに法」に改める。

第8条中「第20条第2項若しくは第4項」  
を「第20条第2項及び第4項」に、「又は  
法」を「並びに法」に改める。

第8条の2中「若しくは法」を「及び法」  
に、「法第44条の9第1項」を「、法第44条  
の9第1項」に、「又は法」を「並びに法」  
に、「検体の採取」を「検体採取」に、「検  
体提出等命令書(第7号の2様式)」を「第  
7号の2様式」に改める。

第8条の3中「若しくは法」を「及び法」  
に、「法第44条の9第1項」を「、法第44条  
の9第1項」に、「又は法」を「並びに法」  
に、「検体の採取」を「検体採取」に、「検  
体収去等措置書(第7号の3様式)」を「第  
7号の3様式」に改める。

第9条中「若しくは」を「及び」に、「法  
第44条の9第1項」を「、法第44条の9第  
1項」に、「又は」を「並びに」に、「命令」  
を「命令を行うとき」に、「行わなければ」  
を「通知しなければ」に改め、同条の次に  
次の5条を加える。

(結核指定医療機関の指定の申請)

第9条の2 法第38条第2項の規定による  
結核指定医療機関の指定を受けようとする  
者は、第8号の2様式により申請する  
ものとする。

(結核指定医療機関指定書の交付)

第9条の3 前条の規定による申請に対し  
て法第38条第2項の規定により指定をし  
たときは、第8号の3様式を交付する。

(結核指定医療機関の指定の辞退)

第9条の4 法第38条第10項の規定による  
結核指定医療機関の指定の辞退の届出は、  
第8号の4様式による。

(結核指定医療機関の変更)

第9条の5 結核指定医療機関に次の各号  
のいずれかに掲げる事由が生じたときは、

その開設者は、第8号の5様式を30日以内に区長に提出するものとする。

- (1) 名称の変更
- (2) 所在地の変更
- (3) 開設者の氏名及び住所の変更

（結核指定医療機関の指定の取消し）  
第9条の6 区長は、法第38条第11項の規定による結核指定医療機関の指定の取消しを行ったときは、第8号の6様式により通知するものとする。

第10条第1項を次のように改める。

法第37条第1項に規定する申請は第9号様式の(1)により、法第44条の9第1項の規定により準用される法第37条第1項に規定する申請、法第8条各項の規定により適用される法第37条第1項に規定する申請及び法第53条第1項の規定により適用される法第37条第1項に規定する申請は第9号様式の(2)によるものとする。

第10条第2項中「結核医療費公費負担・東京都医療費助成申請書（第9号の2様式）」を「第9号の2様式」に改め、同条第3項中「とき」を「場合」に改め、同条第4項中「申請により」を「申請に基づき」に、「医療費公費負担決定通知書（第10号様式）」を「第10号様式」に改め、同条第6項中「区長は、第4項」を「第4項」に、「自己負担が」を「当該患者等の自己負担が」に、「ときは、」を「場合は、区長は」に改め、同条第8項中「患者票（第10号の2様式）」を「第10号の2様式」に、「結核医療費公費負担申請不承認通知書（第10号の3様式）」を「第10号の3様式による通知書」に改める。

第10条の2中「骨関節結核装具療養費請求書（第10号の4様式）及び納品書（第10号の5様式）」を「第10号の4様式及び第10号の5様式」に改める。

第10条の3中「住所変更届（第10号の6様式）」を、保健所長を「第10号の6様式を保健所長」に改める。

第10条の4中「医療機関変更届（第10号の7様式）」を「第10号の7様式」に改める。

第10条の5中「医療内容（収容期間）変更申請書（第10号の8様式）」を、保健所長を「第10号の8様式を保健所長」に改める。

第10条の6から第10条の10までを削る。  
第11条第1項を次のように改める。

法第42条第1項に規定する申請は第11号様式の(1)により、法第44条の9第1項の規定により準用される法第42条第1項に規定する申請、法第8条各項の規定により適用される法第42条第1項に規定する申請及び法第53条第1項の規定により適用される法第42条第1項に規定する申請は第11号様式の(2)によるものとする。  
第11条第2項中「療養費支給決定通知書（第12号様式）」を「第12号様式による通知書」に改め、同条第3項中「自己負担」を「患者等の自己負担」に改める。

第12条の見出し中「要請」を「求め」に改め、同条第1項及び第2項中「の要請」を「の求め」に改める。

第15条中「入退院結核患者届出票（第18号様式）」を「第18号様式」に改める。

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。

様式省略

第8号様式の次に次の5様式を加える。

様式省略

第9号様式の(1)から第10号の8様式までを次のように改める。

様式省略

第10号の9様式から第10号の13様式までを削る。

第11号様式の(1)から第13号様式の(2)までを次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区医療法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区医療法施行細則（平成9年3月世田谷区規則第62号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（診療用高エネルギー放射線発生装置等の備付届）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 規則第25条の2の規定により準用される規則第25条の規定による診療用粒子線照射装置を備えようとするときの届出は、診療用粒子線照射装置備付届（第26号の2様式）により行わなければならない。

第20条の見出しを「（診療用放射性同位元素使用器具等の備付届）」に改め、同条中「規則」を「規則第27条の3第1項の規定による診療用放射性同位元素使用器具又は規則」に、「又は」を「若しくは」に、「診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届」を「診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届」に改める。

第21条中「及び第28条第2項」を「、第27条の3第2項又は第28条第2項」に、「診療用放射性同位元素及び」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は」に、「診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届」を「診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届」に改める。

第22条第2項中「規定による診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「、診療用粒子線照射装置」を加え、「診療用放射性同位元素使用器具」を加え、「診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に関する届出事項の変更届」を「診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に関する届出事項の変更届」に改める。

第23条第2項中「規定による診療用高エ

ネルギー放射線発生装置」の次に「、診療用粒子線照射装置」を加え、「若しくは放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用器具」に、「診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を「診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改め、同条第3項中「診療用放射性同位元素及び」を「診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素若しくは」に、「診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に改める。

第25号様式第2面を次のように改める。  
様式省略

第26号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第30号様式第1面及び第2面を次のように改める。

様式省略

第30号様式第4面を次のように改める。

様式省略

第31号様式を次のように改める。

様式省略

第33号様式を次のように改める。

様式省略

第35号様式及び第36号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第25号様式、第30号様式、第31号様式、第33号様式、第35号様式及び第36号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

### 訓 令 甲

#### ◎世田谷区訓令甲第10号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

別表8の部市民活動推進課の款中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを1項ずつ繰り上げ、同表9の部地域行政課の款に次のように加える。

<p>4 認可地縁団体に関するすること。</p>	<p>1 認可地縁団体の認可をすること。</p>			<p>1 認可地縁団体印鑑の登録をすること。 2 認可地縁団体印鑑登録証明書を交付すること。</p>
<p>別表9の3の部環境計画課の款中「環境計画課」を「環境政策課」に改め、同款3の項を次のように改める。</p>				
<p>3 環境マネジメントシステムの推進に関するすること。</p>	<p>1 環境マネジメントシステムに関する基本的な方針を策定すること。</p>	<p>1 環境マネジメントシステムに関する計画等を策定すること。</p>	<p>1 環境マネジメントシステムに関する庁内体制を運営すること。</p>	<p>1 環境マネジメントシステムに関する調査を実施すること。</p>
<p>別表9の3の部環境計画課の款中4の項を削り、同部環境・エネルギー施策推進課の款中「環境・エネルギー施策推進課」を「気候危機対策課」に改め、同款2の項を削り、同款3の項中「(自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることを除く。)」を削り、同項を同款2の項とし、同款中4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同款に次のように加える。</p>				
<p>5 自治体間連携事業に係る調整に関すること。 6 脱炭素地域づくりに係る調整に関すること。</p>			<p>1 脱炭素地域づくりに関する総合的な調整に関すること。</p>	<p>1 自治体間連携事業に係る調整に関すること。 1 脱炭素地域づくりに関する事業の調整に関すること。</p>
<p>別表10の部工業・ものづくり・雇用促進課の款中「工業・ものづくり・雇用促進課」を「工業・建設業・雇用促進課」に改め、同表13の部子ども・若者支援課の款3の項中「子ども・子育て会議」を「子ども・若者・子育て会議」に改め、同款4の項中「子どもの人権」を「子どもの権利」に改め、同款5の項中「子どもの人権擁護機関」を「子どもの権利擁護機関」に、「子どもの人権擁護委員」を「子どもの権利擁護委員」に改め、同款11の項を次のように改める。</p>				
<p>11 子どもの権利委員会に関すること。</p>	<p>1 子どもの権利委員会の委員を委嘱すること。</p>		<p>1 子どもの権利委員会を開催すること。</p>	
<p>別表13の部子ども・若者支援課の款13の項中「関するすること」を「関すること」に改め、同表15の部建築調整課の款2の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同部建築審査課の款6の項を次のように改める。</p>				
<p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)に関すること。</p>			<p>1 法第30条第1項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をすること。 2 法第31条第1項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定をすること。 3 法第33条の規定に基づく改善措置を命ずること。 4 法第34条の規定に基づき認定の取消しをすること。</p>	<p>1 法第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性を判定すること。 2 法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性を判定すること。</p>
<p>別表16の部道路管理課の款4の項区長決定の欄第2号中「供すること」の次に「(世田谷区狭あい道路拡幅整備条例に基づくものを除く。)」を加え、同項部長決定の欄に次の1号を加える。 1 道路の区域の決定又は変更をし、これを公示し、及びこれに係る図面を縦覧に供すること(世田谷区狭あい道路拡幅整備条例に基づくものに限る。) 別表16の部道路管理課の款5の項区長決定の欄に次の2号を加える。 3 区管理道路の区域の決定又は変更をし、これを公示すること(世田谷区狭あい道路拡幅整備条例に基づくものを除く。) 4 区管理水路の区域の決定又は変更を</p>	<p>し、これを公示すること。 別表16の部道路管理課の款5の項部長決定の欄に次の1号を加える。 1 区管理道路の区域の決定又は変更をし、これを公示すること(世田谷区狭あい道路拡幅整備条例に基づくものに限る。) 別表17の部会計課の款中4の項を削り、5の項を4の項とする。 ◎世田谷区訓令第11号 庁 中 一 般 総 合 支 所 児 童 相 談 所 保 健 所 出 張 所</p>	<p>事 業 所 世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程(昭和50年4月世田谷区訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別表第2の21の項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同表中41の項を42の項とし、40の項を41の項とし、39の項を40の項とし、同表の38の項中「39、40又は41」を「40、41又は42」に改め、同項を同表の39の項とし、同表中37の項を38の項とし、26の項から36の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の25の項中「26」を「27」に改め、同項を同表の26の項とし、同表の24の項の次に次のように加える。</p>		
<p>25 子育て部分休暇</p>	<p>部 暇</p>			

◎世田谷区訓令甲第12号

庁 中 一 般  
総 合 支 所

宿日直手当支給規程（昭和43年4月世田谷区訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条の表中「5,900円」を「6,100円」に、「8,000円」を「8,200円」に、「2,950円」を「3,050円」に、「4,000円」を「4,100円」に改める。

附 則

この訓令による改正後の第2条の表の規定は、令和7年4月1日から始まる宿日直勤務から適用する。

◎世田谷区訓令甲第13号

庁 中 一 般

世田谷区における建築主事等の確認等に関する事務の執行順位に関する規程（昭和45年7月世田谷区訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第1条中「第18条第15項及び第16項」を「第18条第17項及び第20項」に、「第18条第18項及び第19項」を「第18条第22項及び第28項」に改め、同条の表第3順位の項中「都市デザイン課長」を「施設営繕担当部長」に改める。

◎世田谷区訓令甲第14号

庁 中 一 般  
総 合 支 所

土木公園管理事務所

世田谷区道路監理員規程（昭和53年6月世田谷区訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第237号

北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 世田谷リサイクル協同組合
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 委託した歳入等

リサイクル資源の売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第238号

世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号
- 委託した歳入等  
使用料
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立玉川総合支所駐車場
- 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第239号

玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 世田谷リサイクル協同組合
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 委託した歳入等  
リサイクル資源の売払代金
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第240号

世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号
- 委託した歳入等  
使用料
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立砧総合支所駐車場
- 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第241号

砧総合支所管内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 世田谷リサイクル協同組合
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 委託した歳入等  
リサイクル資源の売払代金
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第242号

世田谷区立地区会館条例（昭和54年9月世田谷区条例第47号）第8条に規定する使用料のうち自転車等駐車場の使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号
- 委託した歳入等  
使用料
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立喜多見東地区会館自転車等駐車場

5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

---

**◎世田谷区告示第243号**  
烏山総合支所管内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合  
(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階

2 委託した歳入等  
リサイクル資源の売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**◎世田谷区告示第244号**  
世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社  
(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号

2 委託した歳入等  
使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託施設  
世田谷区立烏山区民会館

5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**◎世田谷区告示第245号**  
世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社世田谷サービ

ス公社  
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託した歳入等  
使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託施設  
世田谷区立世田谷区民会館

5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**◎世田谷区告示第246号**  
世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社メタップスペースメント  
(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階

2 委託した歳入等  
使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**◎世田谷区告示第247号**  
世田谷区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社  
(2) 所在地 世田谷区世田谷一丁目23番2号

2 委託した歳入等  
刊行物等の売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**◎世田谷区告示第248号**  
特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納の事務について

は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 公益財団法人特別区協議会  
(2) 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 委託した歳入等  
刊行物等の売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**◎世田谷区告示第249号**  
庁舎リサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社江栄  
(2) 所在地 東京都世田谷区野毛二丁目3番8号

2 委託した歳入等  
売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**◎世田谷区告示第250号**  
特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税(種別割)の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方  
(1) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8  
(2) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号  
(3) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
(4) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号  
(5) 名称 ミニストップ株式会社

# 世田谷区公報

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(6) 名称 株式会社ポブラ

所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

2 委託した歳入等  
特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税(種別割)

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第251号

世田谷区立敬老会館条例(平成9年3月世田谷区条例第26号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 株式会社メタップスペースメント
  - (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階
- 2 委託した歳入等  
使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第252号

世田谷区立健康増進・交流施設条例(平成24年3月世田谷区条例第8号)第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 株式会社メタップスペースメント
  - (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階
- 2 委託した歳入等  
使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立健康増進・交流施設条例第3条に規定する世田谷区立健康増進・交流施設の施設(会議室に限

る。)

5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第253号

世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及び第5条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
  - (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
- 2 委託した歳入等  
観覧料、特別観覧料及び使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立世田谷美術館
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第254号

世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及び第5条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
  - (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
- 2 委託した歳入等  
観覧料、特別観覧料及び使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第255号

世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第

243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
  - (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
- 2 委託した歳入等  
観覧料及び特別観覧料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設
  - (1) 世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館
  - (2) 世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第256号

世田谷区立世田谷文学館条例(平成6年9月世田谷区条例第32号)第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
  - (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
- 2 委託した歳入等  
観覧料及び特別観覧料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立世田谷文学館
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第257号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 株式会社メタップスペースメント
  - (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー

<p>5階 2 委託した歳入等 使用料 3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日 4 委託施設 世田谷区立世田谷文化生活情報セ ンター条例第5条第1項に規定する 手続に係る同項に規定する世田谷区 立世田谷文化生活情報センターの施 設(セミナールーム及びワークショ ップ室の施設使用料に限る。) 5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日 4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 1 委託を受けた者 (1) 名称 公益財団法人世田谷区ス ポーツ振興財団 (2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁 目6番1号 2 委託した歳入等 使用料 3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日 4 委託施設 世田谷区立尾山台地域体育館 5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第258号 世田谷区立世田谷文化生活情報センター 条例(平成8年12月世田谷区条例第48号) 第10条に規定する使用料の収納の事務につ いては、地方自治法(昭和22年法律第67号。 以下「法」という。)第243条の2第1項の 規定に基づき、次のとおり委託したので同 条第2項の規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 1 委託を受けた者 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化 財団 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四 丁目1番1号 2 委託した歳入等 使用料(附帯設備使用料に限る。) 3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日 4 委託施設 世田谷区立世田谷文化生活情報セ ンター 5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第260号 世田谷区立区民センター条例(昭和47年 12月世田谷区条例第44号)第10条に規定す る使用料の収納の事務については、地方自 治法(昭和22年法律第67号。以下「法」と いう。)第243条の2第1項の規定に基づき、 次のとおり委託したので同条第2項の規定 により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社メタップスペイ メント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16 番5号NBF品川タワー 5階 2 委託した歳入等 使用料 3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日 4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第263号 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例 (昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12 条に規定する使用料の収納の事務につ いては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 下「法」という。)第243条の2第1項の規 定に基づき、次のとおり委託したので同条 第2項の規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社メタップスペイ メント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16 番5号NBF品川タワー 5階 2 委託した歳入等 使用料 3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日 4 委託施設 世田谷区立地域体育館・地区体育 室条例別表第2に規定する世田谷区 立地域体育館の施設(体育館に限 る。)及び世田谷区立地区体育室の 施設(体育室・会議室に限る。) 5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第259号 世田谷区公共施設の共通使用手続に関す る条例(平成30年3月世田谷区条例第19号) 第3条第3項に規定する利用者登録料、同 条例第4条第3項に規定する利用者登録更 新料及び同条例第11条に規定するキャンセ ル料の収納の事務については、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2第1項の規定に基づき、次のと おり委託したので同条第2項の規定により 告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社メタップスペイ メント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16 番5号NBF品川タワー 5階 2 委託した歳入等 利用者登録料、利用者登録更新料 及びキャンセル料</p>	<p>◎世田谷区告示第261号 世田谷区手数料条例(平成12年3月世田 谷区条例第3号)第2条及び第3条第2項 に規定する多機能端末機による証明書等の 交付の手数料の収納の事務については、地 方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」 という。)第243条の2第1項の規定に基づ き、次のとおり委託したので同条第2項の 規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 1 委託を受けた者 (1) 名称 地方公共団体情報システ ム機構 (2) 所在地 東京都千代田区一番町25 番地 2 委託した歳入等 多機能端末機による証明書等の交 付の手数料 3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日 4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第264号 世田谷区立区民農園条例(平成5年11月 世田谷区条例第56号)第11条に規定する使 用料の収納の事務については、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2第1項の規定に基づき、次のと おり委託したので同条第2項の規定により 告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社マイファーム (2) 所在地 東京都港区三田二丁目14 番5号 2 委託した歳入等 使用料 3 法第243条の2第1項の規定による指</p>
<p>◎世田谷区告示第262号 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例 (昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12 条に規定する使用料の収納の事務につ いては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 下「法」という。)第243条の2第1項の規 定に基づき、次のとおり委託したので同条 第2項の規定により告示する。</p>	<p>◎世田谷区告示第262号 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例 (昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12 条に規定する使用料の収納の事務につ いては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 下「法」という。)第243条の2第1項の規 定に基づき、次のとおり委託したので同条 第2項の規定により告示する。</p>	<p>◎世田谷区告示第264号 世田谷区立区民農園条例(平成5年11月 世田谷区条例第56号)第11条に規定する使 用料の収納の事務については、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2第1項の規定に基づき、次のと おり委託したので同条第2項の規定により 告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社マイファーム (2) 所在地 東京都港区三田二丁目14 番5号 2 委託した歳入等 使用料 3 法第243条の2第1項の規定による指</p>

世田谷区公報

定をした日  
 令和6年4月1日  
 4 委託施設  
 世田谷区立区民農園  
 5 委託期間  
 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第265号

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第54条に規定する廃棄物処理手数料のうち、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）第46条第1項及び第47条第1項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方  
別紙のとおり
- 2 委託した歳入等  
廃棄物処理手数料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

相手方名称	相手方所在地
青木武雄	東京都世田谷区赤堤3丁目3番7号
栗田収一郎	東京都世田谷区奥沢1丁目15番11号
有限会社根岸商店	東京都世田谷区奥沢4丁目24番14号
豊田康弘	東京都世田谷区奥沢6丁目13番8号
樋口昌平	東京都世田谷区奥沢8丁目9番1号
株式会社宗美堂	東京都世田谷区奥沢8丁目32番12号
一杉正幸	東京都世田谷区粕谷3丁目30番15号
難波功	東京都世田谷区粕谷4丁目16番9号
株式会社東海輸送	東京都世田谷区上馬4丁目38番5号
松原静江	東京都世田谷区上北沢4丁目9番1号
有限会社ムトウ電器	東京都世田谷区上北沢4丁目17番20号
有限会社早川木工所	東京都世田谷区上祖師谷4丁目16番19号
市川文一	東京都世田谷区上野毛4丁目24番3号
高橋知之	東京都世田谷区北烏山4丁目8番18号
有限会社朝日屋並木商店	東京都世田谷区北烏山6丁目6番3号

合資会社澤田屋商店	東京都世田谷区北沢2丁目19番17号
しもきた商店街振興組合	東京都世田谷区北沢2丁目24番6号北口共同ビル地下1階
株式会社きくや	東京都世田谷区北沢2丁目32番4号
有限会社朝倉商店	東京都世田谷区北沢2丁目40番17号
株式会社亀屋	東京都世田谷区北沢3丁目31番3号
角田屋酒店成塚智	東京都世田谷区北沢5丁目25番2号
三桜自動車株式会社	東京都世田谷区砧2丁目2番1号
祖師谷南商店街振興組合	東京都世田谷区砧6丁目37番5号
株式会社中村屋酒販	東京都世田谷区給田3丁目13番16号
川村昌敏	東京都世田谷区経堂1丁目6番8号
有限会社遠州屋	東京都世田谷区経堂1丁目19番12号
経堂農大通り商店街振興組合	東京都世田谷区経堂1丁目21番18号
小田急商事株式会社	神奈川県川崎市麻生区万福寺3丁目1番2号
岡照子	東京都世田谷区豪徳寺1丁目45番1号
株式会社マドカ	東京都世田谷区駒沢2丁目31番2号
有限会社長見世	東京都世田谷区桜丘4丁目2番2号
タカダ電化株式会社	東京都世田谷区三軒茶屋1丁目35番6号
株式会社西沢商店	東京都世田谷区三軒茶屋1丁目37番9号
有限会社恵比寿屋酒店	東京都世田谷区三軒茶屋2丁目39番9号
株式会社木村屋酒店	東京都世田谷区新町3丁目1番11号
株式会社成城風月堂	東京都世田谷区成城6丁目10番8号
有限会社武蔵屋松本	東京都世田谷区世田谷1丁目47番7号
有限会社三河屋竹内商店	東京都世田谷区祖師谷1丁目9番10号
有限会社アスク	東京都世田谷区太子堂2丁目16番8号
有限会社銀次郎	東京都世田谷区代沢2丁目36番20号
有限会社林食料品店	東京都世田谷区代沢4丁目7番4号
伊勢屋酒店郡司孝	東京都世田谷区代沢5丁目18番11号
棕本実	東京都世田谷区代田3丁目1番4号
有限会社榎本商店	東京都世田谷区代田4丁目5番11号
尾崎達男	東京都世田谷区代田6

	丁目12番36号
有限会社丸和不動産	東京都世田谷区玉川2丁目26番1号
相手方名称	相手方所在地
二子玉川商店街振興組合	東京都世田谷区玉川3丁目15番12号
大平保彦	東京都世田谷区等々力4丁目18番17号
有限会社粕谷精米店	東京都世田谷区中町3丁目6番1号
池田晃康	東京都世田谷区野毛1丁目3番14号
有限会社マルカワ	東京都世田谷区野毛2丁目26番11号AMGビル1F
有限会社武蔵屋根岸商店	東京都世田谷区野沢4丁目18番8号
有限会社実島商店	東京都世田谷区八幡山3丁目22番5号
合同会社中村利郎商店	東京都世田谷区深沢3丁目3番13号
砧麵業組合	東京都世田谷区船橋5丁目34番7号
遠藤武雄	東京都世田谷区船橋2丁目18番8号
株式会社オオゼキ	東京都世田谷区松原4丁目10番4号
株式会社お酒のケイエスエス	東京都世田谷区松原5丁目26番1号
株式会社アドバンスクリヤマ	東京都世田谷区南烏山5丁目14番3号
岩本直樹	東京都世田谷区南烏山6丁目8番7号
経堂商店街振興組合	東京都世田谷区宮坂3丁目13番6号
用賀商店街振興組合	東京都世田谷区用賀4丁目12番15号
高村光	東京都世田谷区若林3丁目17番8号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
イオンマーケット株式会社	東京都杉並区阿佐谷南1丁目32番10号
三恵商店本橋宏之	東京都杉並区久我山1丁目6番6号
株式会社タジマヤ	東京都台東区根岸5丁目7番4号
山崎製パン株式会社デイリーヤマザキ事業統括本部	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社東急ストア	東京都目黒区上目黒1丁目21番12号

株式会社紀ノ國屋	東京都港区北青山3丁目11番7号
株式会社大勝	東京都狛江市駒井町3丁目35番6号
株式会社京王ストア	東京都多摩市関戸1丁目7番地4
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町1丁目38番地1
富士シティオ株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社ダイエー	兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社クリエイティブエス・ディー	神奈川県横浜市中区青葉区荏田西2丁目3番地2
株式会社ウェルパーク	東京都立川市栄町6丁目1番地の1
荻原 章	東京都世田谷区桜上水2丁目25番6号

◎世田谷区告示第266号

エコプラザ用賀におけるリユース品売払金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社ジモティー
- (2) 所在地 東京都品川区西五反田一丁目2番10号CIRCLE S五反田2階

2 委託した歳入等

リユース品売払金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第267号

資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金収納事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 世田谷リサイクル協同組合
- (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目二番十五号小見山ビル2階

2 委託した歳入等

資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第268号

金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社リーテム
- (2) 所在地 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

2 委託した歳入等

売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第269号

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第15条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東京支店
- (2) 所在地 東京都新宿区大久保一丁目2番17号新宿サンエビル2階

2 委託した歳入等

使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託施設

世田谷区立保健医療福祉総合プラザの施設(区民活動支援会議室、研修室及び駐車場に限る。)

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第270号

世田谷区立保健センター条例(昭和51年12月世田谷区条例第56号)第4条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定

により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 公益財団法人世田谷区保健センター
- (2) 所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番10号

2 委託した歳入等

使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託施設

世田谷区立保健センター

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第271号

世田谷区後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月世田谷区条例第19号)第2条に規定する保険料の徴収事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- 所在地 東京都千代田区二番町8番地8

- (2) 名称 株式会社ローソン
- 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号

- (3) 名称 株式会社ファミリーマート
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号

- (4) 名称 山崎製パン株式会社
- 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

- (5) 名称 ミニストップ株式会社
- 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- (6) 名称 株式会社ポプラ
- 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

2 委託した歳入等

保険料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第272号

世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)第14条に規定する保険料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、

# 世田谷区公報

次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (2) 名称 株式会社セブンイレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
- (3) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (4) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (5) 名称 ミニストップ株式会社  
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (6) 名称 株式会社ポプラ  
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

### 2 委託した歳入等

保険料

### 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

### 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第273号

介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項の規定に基づき、なお従前の例により公金事務を行わせることができる者として次のとおり委託したので告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 名称 株式会社しんきん情報サービス  
所在地 東京都港区港南一丁目8番27号
- (3) 名称 LINE Pay株式会社  
所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号
- (4) 名称 ビリングシステム株式会社  
所在地 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
- (5) 名称 PayPay株式会社  
所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- (6) 名称 KDDI株式会社

所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

(7) 名称 株式会社NTTドコモ

所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(8) 名称 株式会社みずほ銀行

所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(9) 名称 楽天ペイメント株式会社

所在地 東京都港区港南二丁目16番5号

### 2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(LINE Pay株式会社にあつては、令和7年4月1日から同年5月31日まで)

### ◎世田谷区告示第274号

世田谷区立障害者休養ホーム条例(昭和45年7月世田谷区条例第25号)第11条に規定する使用料の徴収事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

(1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(2) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

### 2 委託した歳入等

使用料

### 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

### 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第275号

世田谷区発達障害相談・療育センター条例(平成20年12月世田谷区条例第71号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

(1) 名称 社会福祉法人トポスの会

(2) 所在地 東京都足立区興野二丁目18番12号

### 2 委託した歳入等

使用料

### 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

### 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第276号

世田谷区立産後ケアセンター条例(平成

29年10月世田谷区条例第45号)第13条に規定する利用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

(1) 名称 公益社団法人日本助産師会

(2) 所在地 東京都台東区鳥越二丁目12番2号

### 2 委託した歳入等

利用料

### 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

### 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第277号

世田谷区立青少年交流センター条例(平成26年12月世田谷区条例第55号)第13条第3項に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

(1) 名称 公益財団法人児童育成協会

(2) 所在地 東京都千代田区四番町2番地12四番町THビル6階

### 2 委託した歳入等

使用料

### 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

### 4 委託施設

世田谷区立野毛青少年交流センター

### 5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第278号

世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

(1) 名称 有限会社松本商店

(2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号

### 2 委託した歳入等

リサイクル資源の売払代金

### 3 法第243条の2第1項の規定による指

<p>定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>2 委託した歳入等 使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立多摩川玉堤広場</p> <p>5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>世田谷区立ミニS L条例(昭和57年3月世田谷区条例第27号)第2条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託した歳入等 使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立ミニS L</p> <p>5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第279号 希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 有限会社松本商店 (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号</p> <p>2 委託した歳入等 リサイクル資源の売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第282号 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社メタップスペースメント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階</p> <p>2 委託した歳入等 使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第285号 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託した歳入等 占用料及び使用料</p> <p>3 第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立玉川野毛町公園</p> <p>5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日</p>
<p>◎世田谷区告示第280号 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第2項に規定する注射済票の交付に係る手数料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部 (2) 所在地 東京都世田谷区等々力二丁目1番2号</p> <p>2 委託した歳入等 注射済票の交付に係る手数料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和7年4月1日から同年7月25日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第283号 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託した歳入等 占用料及び使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立世田谷公園、世田谷区立こどものひろば公園及び世田谷区立世田谷公園洋弓場</p> <p>5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第286号 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一</p>
<p>◎世田谷区告示第281号 世田谷区立多摩川玉堤広場条例(昭和53年11月世田谷区条例第44号)第3条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 多摩川緑地広場管理公社 (2) 所在地 東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号</p>	<p>◎世田谷区告示第284号</p>	

# 世田谷区公報

<p>丁目23番2号</p> <p>2 委託した歳入等 使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立次大夫堀公園駐車場</p> <p>5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>規定により地域体育館として指定 された体育館</p> <p>5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方</p> <p>(1) 名称 株式会社NTTデータ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目 3番3号</p> <p>(2) 名称 株式会社しんきん情報サ ービス 所在地 東京都港区港南一丁目8 番27号</p> <p>(3) 名称 PayPay株式会社 所在地 東京都千代田区紀尾井町 1番3号</p> <p>(4) 名称 ビリングシステム株式会 社 所在地 東京都千代田区内幸町一 丁目2番2号</p> <p>(5) 名称 KDDI株式会社 所在地 東京都千代田区飯田橋三 丁目10番10号</p> <p>(6) 名称 株式会社NTTドコモ 所在地 東京都千代田区永田町二 丁目11番1号</p> <p>(7) 名称 株式会社みずほ銀行 所在地 東京都千代田区丸の内一 丁目3番3号</p> <p>(8) 名称 楽天ペイメント株式会社 所在地 東京都港区港南二丁目16 番5号</p> <p>2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第287号</p> <p>世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田 谷区条例第14号)第42条第1項に規定する 費用、世田谷区立公園条例(昭和33年4月 世田谷区条例第4号)第17条の7第1項に 規定する手数料及び世田谷区立身近な広場 条例(平成7年3月世田谷区条例第19号) 第19条第1項に規定する手数料の収納の事 務については、地方自治法(昭和22年法律 第67号。以下「法」という。)第243条の2 第1項の規定に基づき、次のとおり委託し たので同条第2項の規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者</p> <p>(1) 名称 シンテイ警備株式会社 (2) 所在地 東京都中央区新富一丁目 8番8号</p> <p>2 委託した歳入等 手数料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第289号</p> <p>世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年 4月世田谷区条例第16号)第7条に規定す る使用料の収納の事務については、地方自 治法(昭和22年法律第67号。以下「法」と いう。)第243条の2第1項の規定に基づき、 次のとおり委託したので同条第2項の規定 により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者</p> <p>(1) 名称 株式会社メタップスペイ メント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16 番5号NBF品川タワー 5階</p> <p>2 委託した歳入等 使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第292号</p> <p>世田谷区後期高齢者医療に関する条例 (平成20年3月世田谷区条例第19号)第2 条に規定する保険料の徴収事務については、 地方自治法の一部を改正する法律(令和5 年法律第19号)附則第2条第3項の規定に 基づき、なお従前の例により公金事務を行 わせることができる者として次のとおり委 託したので告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方</p> <p>(1) 名称 株式会社NTTデータ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目 3番3号</p> <p>(2) 名称 株式会社しんきん情報サ ービス 所在地 東京都港区港南一丁目8 番27号</p> <p>2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第288号</p> <p>世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年 4月世田谷区条例第16号)第7条に規定す る使用料の収納の事務については、地方自 治法(昭和22年法律第67号。以下「法」と いう。)第243条の2第1項の規定に基づき、 次のとおり委託したので同条第2項の規定 により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者</p> <p>(1) 名称 公益財団法人世田谷区ス ポーツ振興財団 (2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁 目6番1号</p> <p>2 委託した歳入等 使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立学校施設使用条例第2 条第6号から第9号までに規定す る世田谷区立学校の施設及び世田 谷区立学校施設の開放に関する規 則(昭和53年11月世田谷区教育委 員会規則第9号)第2条第5号の</p>	<p>◎世田谷区告示第290号</p> <p>世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世 田谷区条例第44号)第12条に規定するプラ ネタリウムの観覧料の収納の事務につい ては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 下「法」という。)第243条の2第1項の規 定に基づき、次のとおり委託したので同条 第2項の規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者</p> <p>(1) 名称 株式会社世田谷サービ ス 社 (2) 所在地 世田谷区世田谷一丁目23 番2号</p> <p>2 委託した歳入等 観覧料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指 定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立中央図書館</p> <p>5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3 月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第293号</p> <p>世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11 月世田谷区条例第14号)第14条に規定す る保険料の徴収の事務については、地方自 治法の一部を改正する法律(令和5年法律第 19号)附則第2条第3項の規定に基づき、 なお従前の例により公金事務を行わせるこ とができる者として次のとおり委託したの で告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第291号</p> <p>特別区民税・都民税・森林環境税及び軽 自動車税(種別割)の収納の事務につい ては、地方自治法の一部を改正する法律(令 和5年法律第19号)附則第2条第3項の規 定に基づき、なお従前の例により公金事務 を行わせることができる者として次のと おりに委託したので告示する。 令和7年4月1日</p>	<p>◎世田谷区告示第291号</p> <p>特別区民税・都民税・森林環境税及び軽 自動車税(種別割)の収納の事務につい ては、地方自治法の一部を改正する法律(令 和5年法律第19号)附則第2条第3項の規 定に基づき、なお従前の例により公金事務 を行わせることができる者として次のと おりに委託したので告示する。 令和7年4月1日</p>	

<p>1 委託した相手方</p> <p>(1) 株式会社NTTデータ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号</p> <p>(2) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号</p> <p>(3) 名称 LINE Pay株式会社 所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号</p> <p>(4) 名称 PayPay株式会社 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号</p> <p>(5) 名称 ビリングシステム株式会社 所在地 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号</p> <p>(6) 名称 KDDI株式会社 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号</p> <p>(7) 名称 株式会社NTTドコモ 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号</p> <p>(8) 名称 株式会社みずほ銀行 所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号</p> <p>2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(LINE Pay株式会社にあつては、令和7年4月1日から同年5月31日まで)</p>	<p>介護保険料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第295号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、措置費共同経理課(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第50条第7号及び第7号の3に規定する費用の支弁等に関する事務を処理する内部組織をいう。)を共同設置する特別区に文京区が加入し、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更したため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区(以下「関係区」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 関係区が共同設置する内部組織の名称は、措置費共同経理課とする。</p> <p>(執務場所)</p> <p>第3条 措置費共同経理課の執務場所は、東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館内とする。</p> <p>(幹事となる特別区)</p> <p>第4条 措置費共同経理課で処理する事務の幹事となる特別区(以下「幹事区」という。)は、関係区の長の協議により定める。</p> <p>(処理する事務)</p> <p>第5条 措置費共同経理課で処理する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第50条第7号及び第7号の3に規定する費用の支弁に関する事務で関係区の長の協議により定めたもの</p> <p>(2) 前号に掲げる事務に付随する事務で関係区の長の協議により定めたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、関係区の権限に属する事務で関係区の長の協議により定めたもの</p> <p>(職員の選任方法)</p> <p>第6条 措置費共同経理課の職員は、関係区の長の協議により定める職員の候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任する。ただし、幹事区の長が幹事区の職員から候補者を定めるときは、当該候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任</p>	<p>ることができる。</p> <p>2 幹事区の長は、前項の規定により選任された職員の氏名及び職歴を、幹事区以外の関係区(以下「他区」という。)の長に通知しなければならない。</p> <p>3 幹事区の長は、措置費共同経理課の職員に欠員が生じたときは、速やかにその旨を他区の長に通知するとともに、第1項の例により措置費共同経理課の職員を選任するものとする。</p> <p>(職員の身分取扱い)</p> <p>第7条 措置費共同経理課の職員は、幹事区の職員の身分を有するものとして取り扱う。</p> <p>(負担金)</p> <p>第8条 措置費共同経理課に関する関係区の負担金の額、精算の時期及び精算の方法(以下「負担金の額等」という。)は、関係区の長の協議により定める。</p> <p>(予算)</p> <p>第9条 第5条各号に掲げる事務に係る国庫負担金等の歳入予算及び前条に規定する負担金の歳出予算は、関係区のそれぞれの予算に計上する。</p> <p>2 措置費共同経理課に関する歳入予算及び歳出予算(前条に規定する負担金の歳出予算を除く。)は、幹事区の予算に計上する。</p> <p>(決算)</p> <p>第10条 措置費共同経理課に係る決算の対応については、関係区の長の協議により定める。</p> <p>(監査)</p> <p>第11条 措置費共同経理課に係る監査の対応については、関係区の長の協議により定める。</p> <p>(条例等の調整)</p> <p>第12条 関係区の長は、措置費共同経理課で処理する事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程について、相互に調整するよう努めなければならない。</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第13条 関係区の長は、第4条に規定する幹事区、第5条に規定する処理する事務、第8条に規定する関係区の負担金の額等、第10条に規定する決算及び第11条に規定する監査について、別に協定を締結するものとする。</p> <p>2 関係区の長は、前項の協定を締結したときは、その協定の内容を公表するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第14条 この規約に定めるもののほか、措置費共同経理課に係る事務に関し必要な事項は、関係区の長の協議により定める。</p> <p>附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。</p>
<p>◎世田谷区告示第294号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者</p> <p>(1) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8</p> <p>(2) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号</p> <p>(3) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号</p> <p>(4) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号</p> <p>(5) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>(6) 名称 株式会社ポブラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1</p> <p>2 委託した歳入等</p>	<p>◎世田谷区告示第294号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者</p> <p>(1) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8</p> <p>(2) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号</p> <p>(3) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号</p> <p>(4) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号</p> <p>(5) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>(6) 名称 株式会社ポブラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1</p> <p>2 委託した歳入等</p>	<p>◎世田谷区告示第294号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者</p> <p>(1) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8</p> <p>(2) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号</p> <p>(3) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号</p> <p>(4) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号</p> <p>(5) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>(6) 名称 株式会社ポブラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1</p> <p>2 委託した歳入等</p>

# 世田谷区公報

<p>◎世田谷区告示第296号 世田谷区環境美化等に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第49号）第17条及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第42号）第7</p>	<p>条第2項の規定に基づき、雑草除去委託申込者から徴収する雑草除去委託料を次のとおり決定したので告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p>		
<p>1 雑草の除去に係る委託料の額                  (1) 1回の除去に係る面積が100平方メートル未満の場合                      草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり450円（消費税相当額を除く。）                  (2) 1回の除去に係る面積が100平方メートル以上の場合                      草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり350円（消費税相当額を除く。）                  2 適用期間                      令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>			
<p>◎世田谷区告示第297号 会計年度任用職員の報酬の額に関する規</p>	<p>程（令和2年4月世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p>	
<p>本則の表北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助の項を次のように改める。</p>			
<p>北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助</p>	<p>月額 48,663円から72,995円までの額</p>	<p>9,732円から14,599円までの額</p>	<p>58,395円から87,594円までの額</p>
<p>本則の表烏山区民センター案内窓口嘱託員の項を削り、同表国勢調査事務補助の項を次のように改める。</p>			
<p>国勢調査事務補助</p>	<p>月額 72,995円から91,244円までの額</p>	<p>14,599円から18,248円までの額</p>	<p>87,594円から109,492円までの額</p>
<p>本則の表保育業務員用務（障害）の項の次に次のように加える。</p>			
<p>児童館業務員用務（障害）</p>	<p>月額 60,077円</p>	<p>12,015円</p>	<p>72,092円</p>
<p>本則の表DV相談支援専門員の項を次のように改める。</p>			
<p>DV等相談支援専門員</p>	<p>月額 143,948円から191,931円までの額</p>	<p>28,789円から38,386円までの額</p>	<p>172,737円から230,317円までの額</p>
<p>本則の表犯罪被害者等支援相談嘱託員の項を次のように改める。</p>			
<p>犯罪被害者等支援相談嘱託員</p>	<p>月額 202,819円</p>	<p>40,563円</p>	<p>243,382円</p>
<p>本則の表清掃・リサイクル部事業課事務補助の項を削り、同表ひきこもり等支援専門嘱託員の項を次のように改める。</p>			
<p>ひきこもり等支援専門嘱託員</p>	<p>月額 178,443円</p>	<p>35,688円</p>	<p>214,131円</p>
<p>本則の表北沢子どもの居場所支援事業嘱託員（指導員）の項の次に次のように加える。</p>			
<p>学童クラブ巡回支援専門員</p>	<p>月額 240,134円</p>	<p>48,026円</p>	<p>288,160円</p>
<p>本則の表子どもの人権擁護機関相談・調査専門員の項中「子どもの人権擁護機関相談・調査専門員」を「子どもの権利擁護機関相談・調査専門員」に改め、同表要保護児童等支援専門員（心理）の項、児童相談所虐待等対応協力員の項及び児童虐待通告対応専門員の項を削り、同表児童相談所虐待等対応強化専門員の項の次に次のように加える。</p>			
<p>児童相談所虐待等対応支援員</p>	<p>月額 173,694円</p>	<p>34,738円</p>	<p>208,432円</p>
<p>本則の表児童相談所児童心理司（代替）の項の次に次のように加える。</p>			
<p>児童相談所児童福祉司（代替）</p>	<p>月額 209,904円</p>	<p>41,980円</p>	<p>251,884円</p>
<p>本則の表児童相談所里親対応専門員の項中「168,189円」を「180,851円」に、「33,637円」を「36,170円」に、「201,826円」を「217,021円」に改め、同項の次に次のように加える。</p>			
<p>里親等委託推進専門員</p>	<p>月額 253,750円</p>	<p>50,750円</p>	<p>304,500円</p>
<p>本則の表保健師育成トレーナーの項を次のように改める。</p>			
<p>保健師育成トレーナー</p>	<p>月額 180,434円</p>	<p>36,086円</p>	<p>216,520円</p>
<p>◎世田谷区告示第298号 世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第35条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）第25条の規定に基づき、令和7年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第299号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による教育・保育施設の確認及び同法第36条の規定による</p>	<p>特定教育・保育施設の確認の辞退について、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第300号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による教育・保育施設の確認をしたので、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第301号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第302号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法</p>	

<p>第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>8 指定の年月日 令和7年4月1日</p>	<p>別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第303号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 特定非営利活動法人せたがや相談支援ネットワーク</p> <p>2 主たる事務所の所在地 東京都北区滝野川二丁目2番11号</p> <p>3 事業所の名称 相談支援センターポピ</p> <p>4 事業所の所在地 東京都世田谷区代田三丁目36番6号カネコマンション208号室</p> <p>5 事業所番号 1331204980</p> <p>6 事業の種類 特定相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 特定なし</p> <p>8 指定の年月日 令和7年4月1日</p>	<p>◎世田谷区告示第305号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 BBラボ合同会社</p> <p>2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区世田谷三丁目17番15号</p> <p>3 事業所の名称 相談支援センターこのわ</p> <p>4 事業所の所在地 東京都世田谷区成城八丁目10番5号1F</p> <p>5 事業所番号 1331204972</p> <p>6 事業の種類 特定相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 特定なし</p> <p>8 指定の年月日 令和7年4月1日</p>	<p>◎世田谷区告示第308号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定納付受託者の名称及び所在地 (1) 名称 株式会社アイモバイル (2) 所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動産渋谷ビル8階</p> <p>2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 寄附金</p> <p>3 指定納付受託者の指定をした日 令和7年4月1日</p>
<p>◎世田谷区告示第304号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 特定非営利活動法人せたがや相談支援ネットワーク</p> <p>2 主たる事務所の所在地 東京都北区滝野川二丁目2番11号</p> <p>3 事業所の名称 相談支援センターポピ</p> <p>4 事業所の所在地 東京都世田谷区代田三丁目36番6号カネコマンション208号室</p> <p>5 事業所番号 1371201094</p> <p>6 事業の種類 障害児相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 特定なし</p>	<p>◎世田谷区告示第306号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 BBラボ合同会社</p> <p>2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区世田谷三丁目17番15号</p> <p>3 事業所の名称 相談支援センターこのわ</p> <p>4 事業所の所在地 東京都世田谷区成城八丁目10番5号1F</p> <p>5 事業所番号 1371201102</p> <p>6 事業の種類 障害児相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 特定なし</p> <p>8 指定の年月日 令和7年4月1日</p>	<p>◎世田谷区告示第309号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和7年4月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年4月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区船橋四丁目538番40地先無番</p> <p>3 供用開始の区域 延長 10.22メートル 幅員 1.45メートルから1.46メートルまで 面積 14.89平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年4月4日</p>
	<p>◎世田谷区告示第307号 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和7年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第310号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。 令和7年4月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ウイングせたがや代田</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区若林五丁目41番15号アーヴェイン世田谷201</p> <p>3 申請者の名称 一般社団法人風の翼</p> <p>4 廃止年月日 令和7年3月31日</p> <p>5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス</p>

世田谷区公報

◎世田谷区告示第311号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年4月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ウイング用賀
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀二丁目40番2号
- 3 申請者の名称 特定非営利活動法人空の翼
- 4 廃止年月日 令和7年3月31日
- 5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第312号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年4月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ウイング世田谷
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目15番11号ケースクウェア世田谷ビル1階
- 3 申請者の名称 特定非営利活動法人空の翼
- 4 廃止年月日 令和7年3月31日
- 5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第313号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年4月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ウイングせたがや代田
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区若林五丁目41番15号アーヴェイン世田谷201
- 3 申請者の名称 株式会社障

- 害福祉ウイング・グループ
- 4 指定年月日 令和7年4月1日
- 5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第314号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年4月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ウイング用賀
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀二丁目40番2号
- 3 申請者の名称 株式会社障害福祉ウイング・グループ
- 4 指定年月日 令和7年4月1日
- 5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第315号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年4月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ウイング世田谷
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目15番11号ケースクウェア世田谷ビル1階
- 3 申請者の名称 株式会社障害福祉ウイング・グループ
- 4 指定年月日 令和7年4月1日
- 5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第316号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和7年4月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 中町介護保険サ

- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区中町三丁目29番1号グレース・ハシバ401
- 3 事業者の名称 社会福祉法人古木会
- 4 廃止届受理年月日 令和7年4月3日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第317号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年4月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 アートキッズ療育桜新町
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区桜新町二丁目10番2号BLDCerez o 2 F
- 3 申請者の名称 ナビキッズケア株式会社
- 4 廃止年月日 令和7年4月10日
- 5 障害児通所支援の種類 児童発達支援

◎世田谷区告示第318号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年4月11日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第319号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年4月11日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第320号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和7年4月14日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の

規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区弦巻三丁目8番3地先無番
- 3 変更の区域  
延長 10.27メートル  
幅員 2.50メートル  
面積 25.69平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年4月15日

◎世田谷区告示第322号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区弦巻三丁目8番37地先無番
- 3 変更の区域  
延長 10.30メートル  
幅員 2.50メートル  
面積 25.76平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年4月15日

◎世田谷区告示第323号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年4月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-G084-02
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区弦巻三丁目8番42地先無番から8番3地先無番まで  
(新)世田谷区弦巻三丁目8番42地先無番から8番38地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和7年4月15日

◎世田谷区告示第324号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

この関係図面は、令和7年4月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-D466-04
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤四丁目891番22の内から891番25の内まで
- 3 変更の区域  
延長 16.56メートル  
幅員 0.11メートルから0.53メートルまで  
面積 4.42平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年4月15日

◎世田谷区告示第325号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区梅丘二丁目1262番10の内
- 3 変更の区域  
延長 8.02メートル  
幅員 0.15メートル  
面積 1.25平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年4月15日

◎世田谷区告示第326号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年4月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
グリーンメディケアプラセンター
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区松原二丁目42番9号美鈴Nビル402
- 3 事業者の名称  
株式会社ライフタイムメディ
- 4 指定年月日  
令和7年5月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第327号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年4月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ケアプランよし
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区経

- 3 事業者の名称  
合同会社ケアプランよし
- 4 指定年月日  
令和7年5月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区千歳台五丁目517番14の内から517番17まで
- 3 変更の区域  
延長 16.60メートル  
幅員 1.13メートルから1.16メートルまで  
面積 19.11平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年4月22日

◎世田谷区告示第329号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-G083
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢五丁目823番69
- 3 変更の区域  
延長 9.19メートル  
幅員 0.22メートルから0.27メートルまで  
面積 2.34平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年4月22日

◎世田谷区告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区南鳥山三丁目860番6の内から860番8の内まで

3 変更の区域  
 延長 12.96メートル  
 幅員 1.09メートル  
 面積 14.16平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和7年4月22日

◎世田谷区告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木二丁目1720番10
- 3 変更の区域  
延長 6.66メートル  
幅員 0.50メートルから  
0.56メートルまで  
面積 3.64平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年4月23日

◎世田谷区告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 33-49  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区北沢四丁目902番8  
(2) 世田谷区北沢四丁目902番37から902番36まで
- 3 変更の区域  
(1) 面積 0.60平方メートル  
(2) 延長 15.77メートル  
幅員 0.61メートルから  
0.63メートルまで  
面積 9.85平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年4月23日

◎世田谷区告示第333号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年4月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-G115
- 2 一部を廃止する起終点

(旧) 世田谷区代沢三丁目204番3地先無番から207番3地先無番まで

(新) 世田谷区代沢三丁目204番3地先無番から209番7地先無番まで

- 3 廃止の期日  
令和7年4月23日

◎世田谷区告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目690番16
- 3 変更の区域  
延長 10.03メートル  
幅員 1.18メートル  
面積 12.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年4月23日

◎世田谷区告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和7年4月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
相談支援センターあい
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区祖師谷三丁目21番1号祖師谷ふれあいセンター3階
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人せたがや榎の木会
- 4 廃止届受理年月日  
令和7年4月14日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第336号

世田谷区教育会館におけるリサイクル資源の売払代金の収納の事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき、なお従前の例により公金事務を行わせることができる者として次のとおり委託したので告示する。

令和7年4月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方  
(1) 名称 株式会社井上  
(2) 所在地 東京都世田谷区八幡山二丁目11番6号
- 2 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区告示第337号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和7年4月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号  
第2943号
- 2 指定変更年月日  
令和7年4月24日
- 3 指定変更の位置  
世田谷区桜上水三丁目322番33の一部、322番19の一部
- 4 道路の幅員  
0.72メートル
- 5 道路の延長  
変更前 10.56メートル  
変更後 10.56メートル
- 6 申請者氏名  
佐藤 啓

◎世田谷区告示第338号

令和7年4月1日世田谷区告示第245号の一部を次のように訂正する。

令和7年4月28日

世田谷区長 保坂展人

告示中「東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号」を「東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号」に訂正する。

◎世田谷区告示第339号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年4月28日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第340号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年4月28日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第341号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-D106-10
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤五丁目484番51の内
- 3 変更の区域  
延長 6.54メートル

<p>幅員 0.17メートルから 0.19メートルまで 面積 1.20平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年4月28日</p>	<p>4 供用開始の期日 令和7年4月28日</p>	<p>14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p>
<p>◎世田谷区告示第342号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年4月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目92番1の内 3 変更の区域 延長 8.47メートル 幅員 0.34メートルから 0.63メートルまで 面積 4.11平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年4月28日</p>	<p>◎世田谷区告示第345号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和7年4月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 優っくり看護小規模多機能介護代田 2 事業所の所在地 東京都世田谷区代田一丁目21番11号 3 事業者の名称 社会福祉法人奉優会 4 指定年月日 令和7年5月1日 5 サービスの種類 看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>この関係図面は、令和7年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年4月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 (1) 23-D706-01 (2) 23-D706-02 2 変更の区間 (1) 世田谷区桜丘四丁目3228番6から3217番7まで (2) 世田谷区桜丘四丁目3226番7 3 変更の区域 (1) 延長 44.14メートル 幅員 0.08メートルから 3.50メートルまで 面積 57.26平方メートル (2) 延長 6.32メートル 幅員 0.79メートルから 1.00メートルまで 面積 5.77平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年4月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第343号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年4月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区祖師谷六丁目784番5から784番2の内まで 3 変更の区域 延長 16.43メートル 幅員 0.63メートル 面積 10.44平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年4月28日</p>	<p>◎世田谷区告示第346号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和7年4月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 特別養護老人ホーム代田の家 2 事業所の所在地 東京都世田谷区代田一丁目21番11号 3 事業者の名称 社会福祉法人奉優会 4 指定年月日 令和7年5月1日 5 サービスの種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>◎世田谷区告示第349号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年4月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区給田二丁目359番29の内 3 変更の区域 延長 13.31メートル 幅員 0.61メートルから 0.62メートルまで 面積 8.48平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年4月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第344号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年4月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区松原三丁目952番8の内 3 変更の区域 延長 9.21メートル 幅員 0.61メートルから 0.63メートルまで 面積 5.81平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第347号 池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則(令和7年2月世田谷区規則第7号)第15条に規定する利用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和7年4月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社メタップスペースメント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階 2 委託した歳入等 利用料 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日 4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第350号 車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。 この関係図面は、令和7年4月30日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。 令和7年4月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 路線名 特別区道 2 指定区間 世田谷区祖師谷四丁目30番内 3 指定年月日</p>
	<p>◎世田谷区告示第348号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成</p>	

令和7年4月30日

公 告

◎世田谷区公告第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第14号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第15号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第17号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画河川事業第9号野川
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

令和7年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第125号線及び区画街路世田谷区画街路第6号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 3 施行者の名称  
世田谷区
- 4 事務所の所在地  
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 5 事業地の所在  
収用の部分  
平成20年東京都告示第1063号の事業地のうち、世田谷区上野毛二丁目及び玉川一丁目各地内を変更する。  
使用の部分  
平成20年東京都告示第1063号の事業地のうち、世田谷区上野毛二丁目及び玉川一丁目各地内を削る。

◎世田谷区公告第34号

東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による

書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称  
東京都
- 2 事件名  
令和7年第7号及び令和7年第7号の2  
東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線のための土地収用事件
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目  
東京都世田谷区桜上水五丁目無番地（466番8地先）登記簿なし
- 4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区道路・交通計画部交通政策課
- 5 縦覧期間  
令和7年4月14日から同年4月28日まで

◎世田谷区公告第35号

東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称  
東京都
- 2 事件名  
令和7年第8号及び令和7年第8号の2  
東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線のための土地収用事件
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目  
東京都世田谷区桜上水五丁目無番地（465番4地先）登記簿なし
- 4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区道路・交通計画部交通政策課
- 5 縦覧期間  
令和7年4月14日から同年4月28日まで

◎世田谷区公告第36号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和7年4月15日

世田谷区長 保坂展人		1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	訓令甲(教)	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区 尾山台二丁目 183番2 183番15	東京都中央区 日本橋室町三丁目2 番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹	◎世田谷区教育委員会訓令甲第2号 教育委員会事務局 教育機関 世田谷区教育委員会 (昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。 令和7年4月1日 世田谷区教育委員会 別表1の部19の項教育長決定の欄第1号及び20の項教育長決定の欄第1号中「借入契約」の次に「、売払契約」を加え、同表4の部教育相談課の款5の項から7の項までを削り、同表8の項中「学びの多様化学校(不登校特例校)分教室」を「学びの多様化学校(不登校特例校)及び分教室」に改め、同項を同表第5項とし、同項の次に次のように加える。	
◎世田谷区公告第37号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和7年4月25日 世田谷区長 保坂展人		◎世田谷区公告第38号 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第38条第4項の規定に基づき、ニューウェルハイツ自由が丘マンション建替組合の解散を認可したので、同表第6項の規定により公告する。 令和7年4月28日 世田谷区長 保坂展人		6 ほっとスクール事業に関すること。	
◎世田谷区教育委員会訓令甲第3号 世田谷区立幼稚園 世田谷区立小学校 世田谷区立中学校 世田谷区立学校給食調理場 学校職員出勤等の記録の整理規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。		令和7年4月1日 世田谷区教育委員会 別表31の項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同表32の項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同表中56の項を57の項とし、51の項から55の項までを1項ずつ繰り下げ、同表50の項中「51、52又は53」を「52、53又は54」に改め、同項を同表51の項とし、同表中49の項を50の項とし、37の項から48の項までを1項ずつ繰り下げ、同表36の項中「37」を「38」に改め、同項を同表37の項とし、同表35の項の次に次のように加える。	1 ほっとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 ほっとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。	2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。
別表4の部教育研究・ICT推進課の款中「教育研究・ICT推進課」を「教育DX推進担当課」に改め、同表2の項及び3の項を削り、同部事業推進担当課の款に次のように加える。		7 教育相談に係る教職員研修に関すること。	1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。	2 教職員の研修を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。
36 子育て部分休暇		2 教職員の研修に関すること。	1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。	2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。
告示(農)		3 教育に係る調査研究に関すること。	1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。	1 教育に係る調査研究を実施すること。	
◎世田谷区農業委員会告示第4号 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第21回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。 令和7年4月21日 世田谷区農業委員会会長		部 暇		(3) 第3号議案 届出について その他の事項について	
◎世田谷区農業委員会告示第4号 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第21回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。 令和7年4月21日 世田谷区農業委員会会長		1 開催日時 令和7年4月28日(月)午後3時00分		2 開催場所 区役所東棟9階第5委員会室	
		3 審議事項 (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について (2) 第2号議案 農地法に基づく転用			

告 示（監）

◎世田谷区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定により実施した令和6年度工事監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

世田谷区監査委員 田 中 文 子

同 市 川 穰

同 下 山 芳 男

同 高 橋 昭 彦

6世監第223号  
令和7年3月28日

世田谷区議会議長 様  
世 田 谷 区 長 様

世田谷区監査委員  
同 同 同  
田 市 下 高  
中 川 山 橋  
文 子 穎 男 彦

令和6年度工事監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。  
なお、本監査にあたっては、中根秀樹前監査委員は令和6年11月30日まで、市川穰監査委員は令和6年12月1日以降関与しました。

令和6年度

工事監査報告書

世田谷区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)及び令和6年度世田谷区監査基本計画(令和6年3月8日監査委員決定)に基づき実施した。

**第1 監査の対象**

令和5年度から令和6年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

- 1 件 名 世田谷区立玉川野毛町公園第1期改修工事

- 2 施工場所 世田谷区野毛一丁目25番1号

- 第2 監査対象部  
みどり33推進担当部

**第3 監査の実施方法等**

- 1 監査委員による監査  
令和7年2月3日  
監査資料、技術調査報告等による審査、現場調査を行うとともに、関係部長等から事情聴取を行った。

**2 事務局による監査**

- 令和6年12月10日  
工事調査、技術調査報告等による調査、検証及び現場調査を行うとともに、担当者から事情聴取を行った。

**3 技術調査**

- 令和6年11月1日  
工事の技術面に関する調査を、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、書類審査及び現場調査を行った。

**第4 監査の実施方針**

- 監査の実施方針は以下のとおりとした。  
(1) 区が発注した工事が適正に行われているか技術面や安全面の観点から監査を行う。  
(2) 経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行う。

**第5 監査の着眼点**

- 監査の着眼点は以下のとおりとした。  
(1) 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。  
(2) 設計図書(図面、仕様書)及び概算は、適正かつ合理的、経済的なものになっているか。  
(3) 施工及び施工管理は、適切に行われているか。  
(4) 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

**第6 監査対象工事の概要**

- 1 施設名称 世田谷区立玉川野毛町公園

**2 工事概要**

- (1) 所在地 世田谷区野毛一丁目25番1号
- (2) 公園面積 38,301.24㎡(既設開園区域)
- (3) 工事面積 約5,700㎡
- (4) 契約内容  
契約方法 一般競争入札(総合評価方式)  
契約相手 グリーンエンター・上保建設共同企業体  
契約金額 【当初】400,400,000円(消費税込み)  
【変更】453,491,500円(消費税込み)  
契約日 令和6年6月20日  
工期 令和6年6月20日から令和7年3月21日まで

**3 工事の目的**

世田谷区立玉川野毛町公園における、「世田谷区立玉川野毛町公園拡張事業」では、都指定史跡の野毛大塚古墳や、野球場、テニスコート、屋外プールなどスポーツ施設がある既設の開園区域と、区が国より買収して取得した国土交通省等々力宿舎跡地である隣接の拡張区域を併せて整備することとし、区は、令和5年2月に策定した「玉川野毛町公園拡張事業基本設計」に基づき、令和5年度から順次整備工事を進めている。本件工事は、このうち既設の開園区域内における北西部分において、テニスコートや多目的広場等の整備を行うことを目的としている。

**4 工事内容**

- (1) 公園土工  
小規模土工(掘削・床掘、埋戻し・盛土)、土砂運搬
- (2) 公園施設撤去工  
施設撤去(排水施設撤去、防護柵撤去外)、植栽撤去(高木伐採、中

近隣住宅への視線やプライバシーに配慮し、敷地境界部には常緑樹による緩衝帯を設けるほか、ベンチ等の休憩施設は周辺住宅から距離を取った配置としている。近隣住民よりテニスコートに関する防音対策の要望があり、植栽等による防音対策から、防音パネルの設置に変更した。

(3) 樹木について

既存樹木について、倒木の恐れがある樹木、生態系等に被害を与え、恐れのある外来種、移植に耐えられない一部の老齢木や大木等を除き、できる限り保全及び移植している。樹木の安全対策として、目視による点検によって、枯れ、キノコ等の腐朽菌の有無、支柱の設置状況について確認し、老齢化や腐朽が進んでいる樹木は、樹木医による目視点検や専用機器を用いた精密診断を行い、診断結果に応じて伐採や植え替えが実施された。

また、樹木の下に設置するベンチなどは、根を避けるよう現地で設置場所を確認して施工者に指示を出している。また、新たに植樹する樹木は、現場で位置や向きを調整しながら決定された。

(4) 省エネルギーへの配慮

園内の照明は、LED照明を使用し、発災時の避難に備えて太陽光発電による照明も配置している。

(5) ユニバーサルデザインへの配慮

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の施設整備マニュアルに基づき施設整備を行い、出入口の幅員1.2m以上、車止め間隔0.9m以上、園路幅員1.8m以上、ベンチの腰掛板40～45cm、サインの視線高の中心1.25m等、誰もが利用しやすい施設としている。

7 関連する主な委託契約の概要

委託年度	委託内容	受託者	契約金額
令和3年度	拡張事業設計及び住民参加検討外業務委託(その1)	玉川野毛町公園パートナーズ 特定委託共同企業体	¥69,729,000-
令和4年度	拡張事業設計及び住民参加検討外業務委託(その2)	玉川野毛町公園パートナーズ 特定委託共同企業体	¥83,184,000-
令和5年度	拡張事業設計及び住民参加検討外業務委託(その3)	玉川野毛町公園パートナーズ 特定委託共同企業体	¥90,276,000-

※上記委託は、事業区域全体(拡張区域及び既設開園区域)についての業務である。

第7 技術調査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会へ委託した技術調査では、世田谷区立玉川野毛町公園第1期改修工事は、「特に指摘する事項はなし」とされた。なお、技術調査の結果、次のような意見があった。

低木伐採 外

(3) 園路広場工  
テニスコート(砂入り人工芝舗装(約1,500㎡))、多目的広場(人工芝舗装(約1,100㎡))、バスケットコート(カラーアスファルト舗装(約450㎡))コンクリート平板舗装(約1,300㎡) 外

(4) 休養施設工

ベンチ(13基)、緑台(2基) 外

(5) 管理施設工

防球ネット、ネットフエンス、横断防止柵(52m)、防音パネル、車止め(7基)、制札板(1基) 外

(6) 給排水設備工

水飲み(1基)、給水管(約60m)、浸透枿(17基)、透水管(約250m)、浸透U形側溝(約70m) 外

(7) 電気設備工

高ポール照明(9基)、低ポール照明(3基)、ハンドホール(7基)、電線管(約730m)、時計(1基) 外

(8) 植栽工

高木植栽(36本)、高木移植(7本)、中木植栽(約600本) 外

5 設計変更

設計変更の概要は以下のとおりである。なお、工期の変更はない。

(1) 近隣の住環境に配慮し、テニスコート利用時の騒音を抑制するため、当初予定していた植栽等による防音対策よりも、更に効果が見込める防音パネルの設置に変更。

(2) 工事に伴い発生した土砂等について、当初予定していた搬出先の受け入れが困難となり搬出先を変更。

6 工事の特色

(1) 契約について

請負業者の選定は、価格に加えて、工事成績・技術者資格等の施工能力、地域振興等の地域貢献、労働安全衛生等について評価し、これらの評価点を合計して点数の高い業者を落札者とすると一般競争入札(総合評価方式)により落札者を決定している。

(2) 環境への配慮

雨水の流出抑制を図るため、浸透枿、浸透U字溝、浸透管、透水性舗装等により、公園内での雨水浸透を図っている。テニスコートの下部には砕石貯留層を設け、雨水を貯留・浸透させている。また、人工芝から出るマイクロプラスチックが下水道へ流出することを防止するため、雨水枿やU字溝にマット、フィルターを設置している。

改修工事によって通行を阻害することのないよう近隣住民への利便性にも配慮されていた。工事で使用する材料、資機材については、整理整頓が行き届いた状態で工事が進められ、工事車両搬入口では、警備員を適切に配置し、安全確保がなされていた。

区が実施する工事の施工にあたっては、今後とも、安全面や近隣への配慮等も安全に、施工業者に対し適切な指示、監督を行うとともに、区として安全管理に努め、本技術調査の結果を活かしながら、工事の施工にあたられたらいたい。

第9 意見

調査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方自治法第199条第10項に基づき、調査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

区では、みどりの将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」の実現を目指して、区制100周年となる令和14年にみどり率を33%とする目標「世田谷みどり33」を掲げ、みどりを守り、増やすことに取り組んでいる。「世田谷みどり33」を踏まえて、区は、平成30年に「世田谷区みどりの基本計画」を策定し、みどりの保全・創出、公園・緑地の整備等を計画的に進めている。

公園・緑地は、公共空間として、また、みどりの拠点として、都市環境の改善・健康・リクリエーション、自然的環境の保全、地域コミュニティの醸成、景観形成、防災など、多様な機能を有し、区民生活にとって重要な施設となっている。区においては、世田谷区立公園条例に基づき、区民1人当たりの都市公園面積の目標を6㎡とし、これを確保するため、平成30年度から令和9年度までの10年間で、都市公園、区立公園、緑地及び身近な広場の面積をあわせて、40haを増やすことを掲げ、これまで整備を進めてきた。公園・緑地の整備は、費用や効果を踏まえ、計画的に確実に推進していくことが重要である。

世田谷区立玉川野毛町公園の整備においては、区は、地域住民や公園利用者に親しみのある公園とするため、シンポジウム、現場見学会、ワークショップ等の様々な機会をつくり区民との意見交換を経て、「玉川野毛町公園拡張事業基本計画」を策定した。その後、「玉川野毛町パークらぼ」による区民協働の取組みによって「玉川野毛町公園拡張事業基本設計」を取りまとめた。計画、設計段階から積極的に区民参加を進め、地域ニーズを反映させた公園づくりのプロセスを大いに評価する。また、将来にわたり、地域に親しまれ活用される公園であるためには、公園整備後においても、区民とともに、公園を管理運営していくことが重要となる。そのために、整備後の管理運営に関し、区、区民、関係するステ

本件工事における、契約、施工に関する関係資料は正確、かつ整然と分かり易くまとめられており、本件工事について、法令及び基準、規定に基づき適正に契約がなされ、品質が確保されながら工事の進捗が図られていくことが確認できた。工事現場は、供用されている開放区域とは、柵で仕切られ、離隔距離が十分取られた中で重機が整然と稼働しており、危険や支障を感じることはなく、安全管理が適切になされていた。しかし、事故は思わぬ状況のなかで発生するものであり、今後とも「安全第一」で工事を進めていただきたい。

本件工事は、世田谷区立玉川野毛町公園の既設の開園区域を改修する工事であるが、隣接する拡張区域での工事を含め、世田谷区立玉川野毛町公園全体の完成時には、等々力溪谷とつながる魅力ある公園となることを期待される。また、既設開園区域の北東部では、Park-PFIによる公園運営の外部委託制度を活用して、民間事業者による飲食物販等の便益施設を誘致する予定であり、官民連携による公園の魅力向上も期待される。世田谷区立玉川野毛町公園の整備にあたっては、100年後も地域に愛される公園を目指した区民による公園づくりを継続できるよう、地域との基盤づくりにも努められたい。

世田谷区立玉川野毛町公園では、「玉川野毛町パークらぼ」と呼ばれる、公園づくりから維持管理まで、区民が協働で果たす取組みに期待が寄せられており、公園づくりのコンセプトやデザインコードもまとめられており、世田谷区立玉川野毛町公園をめぐるときの活動が継続的なものとなることを期待する。

第8 調査の結果

調査の結果、世田谷区立玉川野毛町公園第1期改修工事(世田谷区野毛一丁目25番1号)については、概ね適正に行われていると認められた。

本件工事においては、施設の配置や園内通路の配置、樹木等の配置も適切に設計され、環境面においても、雨水の流出抑制や、人工芝から流出するマイクロプラスチック対策、近隣への防音対策等、様々な配慮がなされていた。今後区が実施する他の公園整備においても、敷地の状況や設置する施設、近隣との関係等に合わせ、適切な設計になるよう配慮されたい。

また、本件工事現場については、工事中の施工区域内の安全管理は的確になされており、施工区域は一般の公園利用者が立ち入らないよう、柵を設置し、開放区域とは明確に区分され安全が確保されていた。また、近隣住民が公園内を日常のルートとして歩行、自転車利用しているため、

ークホルダーなどとの参加と協働の方策について、引き続き検討を進めていくとともに、便益施設の誘致についても努力されたい。そして、世田谷区立立玉川野毛町公園が、東側に位置する等々力深谷公園との連続性を活かした、ポテンシャルの高い公園となるよう取り組まれたい。

区においては、安全で快適な区民生活を支えるために、引き続き、みどりの保全・創出の取組み、公園・緑地の計画的な整備を進め、「世田谷みどり33」の実現に努められたい。

◎世田谷区監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定により実施した令和6年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

世田谷区監査委員	田中文子
同	市川穰
同	下山芳男
同	高橋昭彦

令和6年度  
財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

6世監第233号  
令和7年3月28日

世田谷区議会議長 様  
世田谷区 区 長 様

世田谷区監査委員  
同 同 同  
田 中 文 子  
市 川 穰  
下 山 芳 男  
高 橋 昭 彦

令和6年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、本監査にあたっては、中根秀樹前監査委員は令和6年11月30日まで、市川穰監査委員は令和6年12月1日以降関与しました。

目次

第1 監査の概要 ..... 1

1 監査の対象等 ..... 1

2 監査の範囲 ..... 3

3 実施期間 ..... 3

4 実施方法 ..... 3

5 着眼点 ..... 4

第2 監査の結果 ..... 7

1 総括意見 ..... 7

2 団体別の監査結果 ..... 10

公益財団法人せたがや文化財団 ..... 11

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 ..... 16

公益財団法人世田谷区産業振興公社 ..... 19

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 ..... 25

一般財団法人世田谷トラストまちづくり ..... 31

株式会社世田谷川場ふるさと公社 ..... 37

公益社団法人世田谷区シルバークンセンター ..... 42

学校法人若山学園 ..... 47

株式会社ネス・コーポレーション ..... 50

株式会社ホテルオークラエンタープライズ ..... 52

社会福祉法人せたがや榎の木会 ..... 55

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象等

区が出資や出えんを行っている団体(以下「出資団体」という。)、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの(以下「補助団体」という。))及び公の施設の管理を行わせている指定管理者(以下「指定管理者」という。))のいずれかにか該当するものうち、令和6年度は次の11団体及び担当所管部(課)を監査の対象とした。

注：補助の額は令和5年度決算額である。単位未満を四捨五入した。  
注：指定管理者の指定期間は、令和5年度及び令和6年度に係る期間を記載した。

(1) 公益財団法人せたがや文化財団

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 8億円	生活文化政策部
補助団体	補助金 12億338万円	(文化・国際課)
指定管理者	監査対象とした施設：世田谷文学館 指定期間：令和4年4月から令和9年3月まで	

(2) 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 5億円	スポーツ推進部 (スポーツ推進課)

(3) 公益財団法人世田谷区産業振興公社

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 5億円	経済産業部
補助団体	補助金 3億8,231万円	(商業課)

(4) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 500万円	高齢福祉部
補助団体	補助金 4億742万円	(高齢福祉課)

(5) 一般財団法人世田谷トラストまちづくり

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 5億円	都市整備政策部
補助団体	補助金 2億2,929万円	(都市計画課、住宅課)
		みどり33推進担当部(みどり政策課)

(6) 株式会社世田谷川場ふるさと公社

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出資金 3,000万円	生活文化政策部
指定管理者	監査対象とした施設：世田谷区民健康村 富士山ビレッジ・中野ビレッジ 指定期間：令和4年4月から令和9年3月まで	(区民健康村・ふるさと・交流推進課)

(7) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 8,554万円	経済産業部
指定管理者	監査対象とした施設：レンタサイクルポート 指定期間：令和3年4月から令和8年3月まで	(工業・ものづくり・雇用促進課) 土木部 (交通安全自転車課)

(8) 学校法人若山学園

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 1億324万円	子ども・若者部
		(保育課)

(9) 株式会社ネス・コーポレーション

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 5,620万円	子ども・若者部
		(保育認定・論議課)

(10) 株式会社ホテルオークラエンタープライズ

区分	内容	担当所管部(課)
指定管理者	監査対象とした施設：スカイキャロット展望ロビー 指定期間：令和5年4月から令和10年3月まで	世田谷総合支所
		(地域振興課)

(11) 社会福祉法人せたがや桜の木会

区分	内容	担当所管部(課)
指定管理者	監査対象とした施設：松原けやき寮 指定期間：令和3年4月から令和8年3月まで	障害福祉部
		(障害者地域生活課)

2 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間

監査は、令和6年10月から令和7年1月までの間に実施した。

4 実施方法

(1) 監査委員による監査  
監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。

(2) 事務局による監査

監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査  
次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

- ① 公益財団法人せせがや文化財団
- ② 公益財団法人世田谷区産業振興公社
- ③ 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- ④ 一般財団法人世田谷トラストまちづくり
- ⑤ 株式会社世田谷川場ふるさと公社
- ⑥ 公益社団法人世田谷区シルバークラスタ
- ⑦ 株式会社ホテルオークラエンタープライズ
- ⑧ 社会福祉法人せせがややぐら木会

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。  
また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことを踏まえた、令和5年度以降の変化する変化に着眼して実施した。

- (1) 出資団体（公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を除く）  
出資や出金（以下「出資等」という。）の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施した。
  - ① 団体
    - ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
    - イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。
    - ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。税申告は適正に行われているか。
    - エ 事業運営及び財政状況は良好か。
    - オ 会計経理及び財産管理は適切か。
    - ② 担当所管部
      - ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。
      - イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。
- (2) 出資団体（公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団のみ）  
団体が行う契約手続等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。
  - ① 団体
    - ア 経理規程等、諸規程は整備されているか。

- イ 契約の競争性・公正性は確保されているか。  
ウ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 補助団体
  - 補助金等の対象となっている事業（以下「補助対象事業」という。）が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着眼して監査を実施した。
    - ① 団体
      - ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。
      - イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
      - ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
      - エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
      - オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
      - ② 担当所管部
        - ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
        - イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。
        - ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
        - エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。
  - (4) 指定管理者
    - 公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施した。
      - ① 指定管理者
        - ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
        - イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
        - ウ 再委託の手続きは適切に行われているか。
        - エ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。
        - オ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和6年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。また、担当所管部の団体に対する指導監督も概ね適切に行われていると認められた。ただし、固有の課題及び是正または改善が必要な事項等についてはその旨を監査の結果に記載するとともに、軽微な誤りや検討を要する事項については是正や訂正を行うよう口頭で注意した上で、団体及び担当所管部においては適正な事務の執行に努められたい。

今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等については、次のとおりである。

(1) 出資団体(外郭団体)の経営について

区は、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体及び継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導、調整を必要とする団体を外郭団体としている。外郭団体については、「世田谷区未来つながるプラン2022-2023(実施計画)」の中で、設立目的に沿って、団体の存在意義や事業の公益性・必要性の見直しを進めるとともに、各団体が自主性・自立性を高めるようコンプライアンス向上などのガバナンスを一層強化すると現プラン(令和6年度～令和9年度)を策定し、その中で改善の視点の一つに外郭団体を掲げ、引き続き改革を推進している。

このような状況の中で、今回の監査では次のような事例が見受けられた。

- ・ 自動販売機の販売手数料収入を事業収益とするのではなく、基金に歳入し受取寄付金として処理しており、会計処理上、税務上の問題があった。
- ・ 上記に関連して、区が賃借している施設における自動販売機の設置について、担当所管部において必要な措置が取られているか確認していなかった。
- ・ 固定資産台帳と現物との照合が定期的に行われていなかった。
- ・ 棚卸資産の実務上の評価方法が、財務関係書類に記載の方法と異なっていた。
- ・ 関連当事者との取引に関して、確認できる書類が不備であった。
- ・ 役員の兼任状況を確認する明確な手続きが定められていなかった。
- ・ 財産目録において、前例を踏襲し、毎年同じ記載で実態と乖離していた。

各団体においては、各種法令や基準等を理解し、適切で効率的な経理・会計事務を行われたい。また、担当所管部においても、自らが適切な処理を行うこととは言うまでもなく、各団体に対して適切な指導・調整に一層努められたい。

カ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。

キ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。

ク 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

ケ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

コ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。

② 担当所管部

ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

イ 事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。

ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。

エ 物品等の貸付事務は、適切に行われているか。

オ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。

カ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。

キ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について  
 指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、ニーズにあった迅速な対応や住民サービスの向上を図るとともに、民間事業者等による効果的・効率的な施設運営及び利用料金制度による自主的な運営や経営努力の発揮により、経費の削減も期待できる制度である。公の施設の設置者である区は、指定管理者からの実績報告書等により、協定書・仕様書に基づき指定管理業務が実施されているか確認・検査し、指示等を適切に行う必要がある。  
 しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・収蔵品の点数が多く、収蔵庫のひっ迫もあり、定期的な現物確認が行われていなかった。
- ・収支報告書の内容確認を正確かつ容易にするために、会計システムから容易に報告資料が作成でき、また、報告資料から会計データをたどることが可能になる方法の検討が促された。

指定管理者を担う各団体においては、会計上のトレサビリティ確保に向けて工夫するとともに、区においては協定に基づく確認・検査等に基づき適切な指導・指示を行うなど、団体との適切なコミュニケーションを図らねばならない。

指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要であると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、制度を導入するかしないかを含めて、幅広く各地方公共団体の自主性に委ねられている。そのため、指定管理者制度を導入し、民間事業者等の有する事業運営における創意工夫や経営手腕を発揮させるために、地方公共団体は制度を理解し、指定管理者が自主的な経営努力を発揮できる事業構造の構築とその実現を図ることが重要である。しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・コロナ禍以降利用料金収入が低下したことに伴い、支出分との差額を指定管理料として支出している。

区では、指定管理者制度を平成17年度から順次導入しており、約20年が経過している。今一度、指定管理者制度の意義を再認識し、指定管理者制度を通ずる施設の考え方や、指定管理料のあり方を精査するとともに、区と指定管理者の相互の役割を踏まえた公の施設の効果的な活用に向け、取り組まねばならない。

さらに、「新たな行政経営への移行実現プラン」においては、外郭団体の有する専門性や区内の各活動団体とのネットワーク、行政よりも柔軟な事業展開ができることといったメリットを最大限に活かすことで、区が直接実施することが難しい事業などを、区民により身近な場所で積極的に展開し、区との連携をさらに強めていくとし、これらの事業実施のため、人材育成やDXの推進、職員の強化等を図り、組織力を向上していくとしている。

各団体が創意工夫を凝らした取組みを行うためには、事業執行に必要な知識や経験、能力をもった人材を確保・育成することが重要であるが、各団体もこの点が大きな課題となっている。人事や給与制度の改革などを進め、人材の確保や専門性の向上に向けて取り組んでいる団体もあるが、さらなる人材の確保・育成に努められたい。

(2) 補助金の適正な執行について  
 地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ。」とされており、区は、様々な分野で事業を実施し区民サービスの担い手である民間事業者等に補助金を交付している。補助金は、区民の税金等で賄われており、交付にあたってはその申請から決定、精算までの一連の事務が適正に行われなければならない。また、担当所管部では、補助対象事業の効果検証が求められている。

今回の監査においては、引き続き、適切な事務運営と補助事業の効果の向上に努められたい。

補助金は、社会状況の変化等に伴う区民の多様なニーズに柔軟に対応するため、国や都の制度改正が頻繁に行われることが多い。そのため、補助団体や補助金事務の区担当の手続きが非常に煩雑で、事務処理に多大な労力を要していることがこの間言われてきた。これらは、補助金事務の誤りや遅れにつながるだけでなく、補助申請を行う側、受ける側ともに、事務に関わる人材の活動を阻害することにもなる。

こうした状況に対し、今回保育事業に関する補助金については、補助金交付事務の一部の民間委託やホームページへの補助金要綱等の掲載に加え、電子申請の導入、添付資料のクラウドでの共有などを進め、補助金業務の効率化の推進や正確性、利便性の向上を図っている。

今後も、円滑かつ適正な事務処理となるよう、DXの推進も含め、改善が図られることを期待する。

**2 団体の監査結果**

令和 6 年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。  
なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公  
の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

**公益財団法人せたがや文化財団**

**1 監査の目的及び範囲**

- (1) 監査の目的  
出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に  
行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されてい  
るか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されている  
かについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信  
頼の確保に資することとした。

- (2) 監査の範囲  
監査の範囲は、令和 5 年度及び令和 6 年度監査実施日までの出納その他の事  
務とした。

**2 監査の実施**

- (1) 実施日及び内容  
事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うととも  
に、次のおり監査を実施した。  
① 監査委員による監査  
実施日 令和 7 年 1 月 16 日  
実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象  
とした公の施設である世田谷文学館の担当所管部である生活文  
化政策部への事情聴取等
- ② 事務局による監査  
実施日 令和 6 年 11 月 28 日、12 月 6 日、12 日  
実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象  
とした公の施設である世田谷文学館の担当所管部である生活文  
化政策部への事情聴取及び書類調査
- ③ 公認会計士による会計書類調査  
実施日 令和 6 年 11 月 7 日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査
- (2) 団体の概要  
監査の実施により確認した公益財団法人せたがや文化財団の概要は、次のと  
おりである。

- ① 団体の所在地  
世田谷区太子堂四丁目1番1号
- ② 設立年月日  
平成15年4月1日  
(財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を統合して設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)
- ③ 設立目的  
世田谷区において幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と、心豊かな地域社会の形成に寄与する。
- ④ 組織(令和6年9月30日現在)  
理事会 11人(理事長1人、常務理事4人、理事6人)  
監事 2人  
評議員会 10人  
職員 137人(常勤101人、非常勤36人)  
理事長 1人  
事務局 11人(うち常務理事兼務1人)  
世田谷文化生活情報センター 70人(うち常務理事兼務1人)  
芸術監督 1人  
音楽監督 1人  
世田谷美術館 35人(うち常務理事兼務1人)  
世田谷文学館 18人(うち常務理事兼務1人)
- ⑤ 主な事業内容  
ア 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画、実施及び調査研究美術作品、文学作品の展示、演劇公演等、質の高い芸術文化を区民に提供する事業及び芸術文化作品や文化振興に係る調査研究事業を実施している。  
イ 区民の自主的な文化創造活動の支援及び教育普及に関する事業  
区民の自主的な文化創造活動を支援するため、活動場所の提供や講座開催などを行っている。また、文化芸術への関心を喚起するための教育普及事業を実施している。  
ウ 市民活動の支援及び振興に関する事業  
NPO活動等区民の自主的なコミュニティ活動の支援と振興に関する事業

- 業を実施している。  
エ 国際的な文化交流及び市民交流の推進に関する事業  
海外の芸術文化紹介や在住外国人との交流などを支援する事業を実施している。  
オ 世田谷区から受託する文化振興及び交流に関する事業並びに施設の管理運営  
区から文化振興事業の実施及び関連施設の管理運営を受託している。  
カ その他この法人の目的を達成するための必要な事業

⑥ 決算状況

単位：円

科目	令和5年度	令和4年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	2,765,528,720	2,723,267,252
(B) 経常費用計	2,768,725,015	2,652,087,815
(C) 当期経常増減額	△3,196,295	71,179,437
(A)-(B)		
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	583,399	39,378
(F) 当期経常外増減額	△583,399	△39,378
(D)-(E)		
(G) 法人税、都民税及び事業税	1,728,100	786,700
(H) 当期一般正味財産増減額	△5,507,794	70,353,359
(C)+(F)-(G)		
(I) 一般正味財産期首残高	846,364,753	776,011,394
(J) 一般正味財産期末残高	840,856,959	846,364,753
(H)+(I)		
指定正味財産増減の部		
(K) 指定正味財産期首残高	808,172,166	806,466,000
(L) 指定正味財産期末残高	808,790,978	808,172,166
正味財産期末残高		
(M) 正味財産期末残高	1,649,647,937	1,654,536,919
(J)+(L)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。  
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成15年4月の財団法人設立に当たり、基本財産8億円の全額を出  
えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容		補助対象事業費	補助金額
公益財団法人せたがや文化財団に対する補助金		1,918,556,696	1,203,383,836
経時的な事業費		1,914,227,696	1,199,054,836
世田谷文化生活情報センター			
・世田谷文化生活情報センターの事業運営に係る経費		884,770,382	299,068,000
世田谷美術館			
・世田谷美術館(分館3館を含む)の事業運営に係る経費		169,133,428	101,301,000
世田谷文学館			
・世田谷文学館の事業運営に係る経費		90,546,555	73,944,000
事務局			
・事務局の運営に係る経費		59,686,495	14,651,000
事業人件費			
・事業の実施に係る人件費		710,090,836	710,090,836
臨時的な事業費			
・情報ガイド発行経費		4,329,000	4,329,000

単位：円

世田谷文学館の令和5年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	143,798,000	人件費	21,107,000
その他の収入	2,240	施設維持管理経費	84,388,139
		事業費	36,699,189
合計	143,800,240	合計	142,194,328
		収支差額	1,605,912

3 監査の結果

公益財団法人せたがや文化財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である世田谷文学館の適正かつ効果的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、公益財団法人せたがや文化財団が指定管理者となっている公の施設の一つである世田谷美術館においては、収蔵品の点数が多く、収蔵庫のひっ迫もあり、定期的な現物確認の実施が困難なため、展示の都度、現物確認が行われている。しかし、この方法では、展示されない限り現物確認の対象とならず亡失等のリスクがある。重要性に応じて頻度を定めて現物確認を実施するなど、リスクの低減を図る適正な事務の執行に努められたい。

公益財団法人せたがや文化財団は、幅広い文化・芸術事業の展開と多様な文化創造活動や市民活動などの支援の実現に向け、文化生活情報センター、美術館、文学館の各館を中心に、様々な事業を展開し、創意工夫した取組みを充実させている。また、事業の推進役を担う職員が十分な経験や知識・能力を持ち、安心して働ける環境を整えるため、人事制度改革などに取り組んでおり評価できる。引き継ぎ、今後の団体運営を担う人材の登用・育成に努められたい。

世田谷文学館では、音楽や漫画等をテーマとした文学の枠にとらわれない多様な企画展の開催など、独創的な発想による事業展開をすとともに、収蔵コレクションの調査・研究の成果である資料集の刊行やインターネット上でのコレクション紹介などにより、区の財産である収蔵品を有効活用し、区民の文化・芸術に触れる機会を拡大や、作家や作品に興味を持った区外の方の来館を促すことなどに寄与している。今後も区民の文化・芸術振興の充実のために、より一層の取組みを進められたい。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的  
団体が行う契約手続等が適正に行われているかについて、団体発注の契約に係る事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲  
監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの団体発注の契約に係る事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容  
団体から提出された資料に基づき監査を実施した。  
なお、事務局による公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団への事情聴取及び書類調査は、令和6年11月15日に実施した。
- (2) 団体の概要  
監査を実施した公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の概要は、次のとおりである。
  - ① 団体の所在地  
世田谷区大蔵四丁目6番1号
  - ② 設立年月日  
平成11年2月1日  
(平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)
  - ③ 設立目的  
世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができている生涯スポーツ社会の形成に寄与する。

- ④ 組織(令和6年9月30日現在)
  - 理事会 12人(理事長1人、常務理事1人、常務理事1人、理事9人)
  - 監事 2人
  - 評議員会 12人

事務局 58人(常勤50人、非常勤8人)  
 事務局長(常務理事兼務) 1人  
 管理課 22人  
 施設課 35人

⑤ 主な事業内容

- ア 区からの受託事業
  - (ア) スポーツ及びレクリエーション事業  
スポーツ及びレクリエーション事業を実施し、区民に対し、より一層のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。
  - (イ) 社会体育施設の管理及び運営  
区内社会体育施設について、効率的・効果的に管理運営することにより、利用者サービスの向上を図り、広く区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

イ 自主事業

- (ア) スポーツ及びレクリエーション振興事業  
子どもから高齢者・障害者・外国人まで、個々のレベルにあった教室、大会等の各種事業を展開し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。
- (イ) スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業  
子どもから高齢者・障害者・外国人まで、気軽に頼むことができる各種事業を実施し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発を行うとともに、活動できる環境の整備を図っている。
- (ウ) スポーツ及びレクリエーション団体育成事業  
区内のスポーツ及びレクリエーション団体を支援し、地域における区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団における団体発注の契約に係る事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団においては、原則として予定価格100万円以上の契約が入札対象とされており、令和5年度の該当契約108件のうち、入札によるものが16件、随意契約が92件であった。これらの随意契約のうち、多くは、一定期間継続して履行させて質の確保を図るもの、業務が特殊で契約相手方が限定されるもの、各競技団体に委託するもの、プロポーザルによるものと

のことであった。また、団体発注の契約における随意契約適用区分のうち、多用されるところと問題があると考えられる適用区分について、該当契約の有無や当該案件の内容を確認したところ、不適正な契約は認められなかった。

さらに、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人であることから入札談合等関与行為防止法の対象団体となるため、その取組みを確認したところ、団体の「契約事務の手引き」に、「入札指名通知後は、所管係は事業者と連絡を取り合わない。」と明記し、入札指名通知後の業者対応は、入札担当の管理課のみ行うとのことであった。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団においては、引き続き契約の透明性、公正性、競争性の確保及び向上に努めて、契約事務を適正に執行されたい。

公益財団法人世田谷区産業振興公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月17日  
実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社及び同財団の担当所管部である経済産業部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年12月4日、11日  
実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社及び同財団の担当所管部である経済産業部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月27日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区産業振興公社の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
世田谷区太子堂二丁目16番7号

② 設立年月日  
平成18年4月1日  
(財団法人世田谷区勤労者サービス公社の事業を引き継ぎ設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的  
世田谷区内の中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業へ支援等を行うとともに、区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主、区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民への勤労者福祉事業を行うことにより、地域経済を活性化し、もって活力ある地域社会の実現に寄与する。

④ 組織(令和6年9月30日現在)  
理事会 12人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事9人)  
監事 2人  
評議員会 11人  
事務局 39人(常勤20人、非常勤4人、臨時職員15人)  
事務局長(常務理事兼務) 1人  
総務課 6人  
地域活性・交流推進課 17人  
セラ・サービス担当課 5人  
産業振興課 10人

⑤ 主な事業内容  
ア 中小企業の振興に係る支援に関する事業  
創業者への支援として、創業相談(フロンストップ相談窓口、電子メールによる簡易な相談、フォローアップ支援として創業専門相談員の派遣)、さらに創業に必要な知識の習得を目的とした創業セミナー等を行っている。  
また、中小企業の経営を支援するため、融資あつせん・経営相談等を実施するとともに、商店街への顧問的診断士(中小企業診断士)の派遣、さらに商店街の人材育成を目的とした商店街経営学校の運営等を行っている。

イ 中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業  
区内製造業への理解促進を図るため、世田谷のものづくりを紹介、情報の発信等を行っている。  
また、区内中小企業の景況や融資制度、各種セミナー等の情報、区内産業に関する情報等を掲載した、せたがや産業情報紙「せたがやエコノミックス」の発行を行っている。

ウ 中小企業の振興のための交流の推進に関する事業  
世田谷産業プラザ会議室の運営、ものづくり事業等への支援、東京都や東京商工会議所などが主催する産業交流展への出展支援等を行っている。  
また、事業者との情報交流を目的とした情報交流サイトを開設・運営している。

エ 雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業  
多世代にわたる就労支援の拠点施設である三軒茶屋就労支援センター(三茶おしごとカフェ)を運営し、就労相談、就労支援に取り組んでいる。  
また、区内を中心とする採用に積極的な企業とのマッチングの場を提供する就職面接会や経営者向けセミナー等を実施するほか、キャリアアカウンテラー出張相談、社会保険・労働相談等を行っている。

オ 中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業(セラ・サービス事業)  
区内中小企業に勤務する勤労者等の総合的な福利厚生事業として、個々の企業では独自に実施することが難しい余暇活動助成、健康維持増進、自己啓発促進、給付に関する様々なサービスを提供している。

カ 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業  
世田谷まちなか観光を推進するため、世田谷まちなか観光交流協会の運営を通して参加団体の連携を促進するとともに、三軒茶屋観光案内所の運営等を行っている。

⑥ 決算状況

科目	令和 5 年度	令和 4 年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	495,744,744	490,812,001
(B) 経常費用計	500,141,778	496,226,726
(C) 当期経常増減額	△4,397,034	△5,414,725
(A) - (B)		
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額	0	0
(D) - (E)		
(G) 当期一般正味財産増減額	△4,397,034	△5,414,725
(C) + (F)		
(H) 一般正味財産期首残高	109,685,347	115,100,072
(I) 一般正味財産期末残高	105,288,313	109,685,347
(G) + (H)		
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高	605,288,313	609,685,347
(I) + (K)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。  
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成 18 年 4 月の財団法人設立に当たり、基本財産 5 億円の全額を出  
えんしている。基本財産に対する区の出資率は 100%である。

② 補助金

区は、令和 5 年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区産業振興公社補助金	506,511,632	382,306,087
中小企業の振興に係る支援に関する事業 ・創業活動支援事業、融資あっせん・経営相談の実施等	38,567,601	30,420,178
中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業 ・ものづくり事業所の紹介、セタがや産業情報紙の発行等	6,487,140	6,487,140
中小企業の振興のための交流の推進に関する事業 ・産業交流イベント事業、世田谷産業プラザ会議室の運営等	9,216,855	6,917,832
雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業 ・三軒茶屋就労支援センターの運営、就労支援セミナーや相談会の実施等	71,106,396	70,920,956
中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業 ・「セラ・サービス」の運営	103,847,875	13,004,451
区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業 ・世田谷まちなか観光の推進、世田谷ブランドの育成等	18,611,908	16,499,858
事業費人件費	174,863,037	156,129,300
事業費事業事務経費	59,416,099	59,416,099
管理費人件費	6,033,249	5,830,006
管理運営費	3,877,849	2,882,644
特定資産取得支出	14,483,623	13,797,623

単位：円

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区産業振興公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区産業振興公社は、これまで培ってきた民間の事業手法と関連団体との連携による専門性を活かした地域経済産業に係る総合的な公共サービスを今後も果たしていくことが求められている。観光需要の増加等の社会状況の変化を見極め、世田谷の魅力を見極め、世田谷の魅力をPRするとともに中小企業者の安定的な経営支援に尽力されたい。また、固有人材の専門性の強化をさらに図りつつ、自らも経営改革に積極的に取り組み、持続可能な財政運営に努められたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月20日  
 実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年12月6日、13日  
 実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月8日  
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区粕谷二丁目23番1号

② 設立年月日  
平成6年9月30日

③ 設立目的  
保健福祉サービスが必要とする区民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、世田谷区が設置する特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設及び母子生活支援施設の受託運営や訪問看護事業などの公益事業の実施を通じ、世田谷区と一体となって社会福祉事業等の推進を図り、区民福祉の増進に寄与する。

④ 組織(令和6年9月30日現在)

理事会	10人(理事長1人、常務理事1人、理事8人)
監事	2人
評議員会	12人
調整役	1人
事務局	687人(常勤302人、非常勤385人)
事務局長(常務理事兼務)	1人
経営計画担当特別参与	1人
法人生産性本部	2人
統括管理本部	8人
施設介護事業部門	219人
在宅介護事業部門	272人
訪問看護事業部門	120人
委託事業部門	64人

⑤ 主な事業内容  
ア 区からの受託事業  
(ア) 地域包括支援センター事業(あんしんすこやかセンター)  
誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人が望む生活を続けるために、介護予防への早期取り組みや、介護サービス等の相談支援等を総合的に行っている。また、区のまちづくりセンターや社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会と連携し、「福祉の相談窓口」として、障害者(児)や子育て家庭なども対象に、身近な相談支援を行っている。あんしんすこやかセンター28箇所のうち、6箇所の運営を区から受託している。  
(イ) 世田谷区福祉人材育成・研修センター事業  
区の福祉人材の確保・育成・定着支援を総合的に推進していくことを目的に、福祉の理解促進、人材発掘・就労支援、各種研修等を実施する福

社人材育成・研修センターの運営を行っている。

イ 自主事業  
(ア) 特別養護老人ホーム事業(芦花ホーム、上北沢ホーム)  
健全な環境の下で、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等の日常生活上のサービスを提供し、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援している。また、地域におけるサービスの拠点として、施設が有する資源やノウハウを有効に活用し、在宅で暮らす要介護者への支援の取組みを行っている。  
(イ) 短期入所生活介護事業(芦花ホームジューステイ、上北沢ホームジューステイ)  
在宅の要介護者がその人らしく自立した生活を継続して営むことができるよう、短期間の入所で介護や機能訓練のサービスを提供している。  
(ウ) 地域密着型特別養護老人ホーム事業(寿満ホームかみきたざわ)  
施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を行うことにより、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援している。また、ユニット型施設の特徴を活かし、小規模な居住空間で利用者一人ひとりの生活リズムを尊重したケアを行っている。  
(エ) 訪問介護事業(ホームヘルプサービス)  
在宅生活を継続する上で支援が必要な高齢者や障害者(児)の居宅等にヘルパー等を派遣し、身体介護、生活(家事)援助、外出の支援等のサービスを提供している。  
(オ) 通所介護事業(デイ・ホーム)

在宅の要介護及び要支援高齢者が住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を継続して営むことができるよう支援するため、機能訓練をはじめとする、各自に必要なプログラムを提供している。また、家族の身体的・精神的な介護等の負担軽減を図ることを目的に、食事、入浴などの日常生活上のサービスを行っている。  
(カ) 訪問看護事業  
疾病や障害のある在宅療養者が安心して在宅生活が継続できるよう、24時間365日、看護師・理学療法士等が訪問し適切な看護サービスやリハビリサービスを提供している。また、地域住民への啓発活動や区内の訪問看護育成を行っている。

(キ) 居宅介護支援事業  
ケアマネジャーが、要介護認定者に適正かつ適切な居宅サービス計画(ケアプラン)を作成することを通して、介護を必要とする高齢者等が

心身の能力を最大限に活かし、可能な限り自立し、その人らしい生活を継続できるよう支援している。

⑥ 決算状況

科目	令和5年度	令和4年度
(A) サービス活動収益計	3,608,788,149	3,617,315,380
(B) サービス活動費用計	3,594,968,162	3,619,573,929
(C) サービス活動増減差額	13,819,987	△2,258,549
(D) サービス活動外増減差額	22,923,173	24,282,173
(E) 経常増減差額	36,743,160	22,023,624
(C)+(D)	340,633	△146,626
(F) 特別増減差額		
(G) 当期活動増減差額	37,083,793	21,876,998
(E)+(F)		
(H) 前期繰越活動増減差額	1,210,776,550	1,194,472,942
(I) 当期繰越活動増減差額	1,247,860,343	1,216,349,940
(G)+(H)		
(J) その他の積立金取崩額	2,369,730	149,802,610
(K) その他の積立金積立額	40,168,000	155,376,000
(L) 次期繰越活動増減差額	1,210,062,073	1,210,776,550
(I)+(J)-(K)		

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資金等

区は、平成6年9月の社会福祉法人設立に当たり、基本財産500万円の全額を出金している。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事業助成金	180,977,421	168,258,475
法人運営事業 ・法人本部運営経費	43,404,304	43,190,148
事業調整事務 ・事業の運轉・調整、効率的かつ効果的なサービス提供のための体制整備経費	60,328,022	58,166,303
障害者就労支援 ・特別養護老人ホーム(芦花ホーム及び上北沢ホーム)における障害者雇用に係る支援経費	63,220,256	55,404,456
デイ・ホーム保守事業 ・デイ・ホーム運営に必要な施設保守経費	5,258,659	2,797,618
介護サービス事業者に対するサービス向上等支援 ・介護サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成等のための介護サービス事業者への情報提供、情報交換等の支援経費	8,766,180	8,699,950
世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金	343,081,219	216,534,000
特別養護老人ホーム芦花ホーム	197,245,214	118,321,000
特別養護老人ホーム上北沢ホーム	145,836,005	98,213,000
世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金	1,774,854	1,774,854
特別養護老人ホーム芦花ホーム	568,391	568,391
特別養護老人ホーム上北沢ホーム	885,453	885,453
特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ	321,010	321,010
世田谷区介護人材採用活動経費助成金 ・区内における介護サービスに従事する人材を確保するための活動に対する助成金	315,700	200,000
令和5年度世田谷区介護サービス事業所等へのエネルギー価格・物価高騰対策給付金 ・エネルギー価格・物価高騰による施設等の負担を軽減するための給付金		20,650,000
合計	526,149,194	407,417,329

単位：円

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容  
事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査  
実施日 令和7年1月10日  
実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年11月18日、22日、29日  
実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月11日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した一般財団法人世田谷トラストまちづくりの概要は、次のとおりである。

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団において、出資の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事業助成補助金の補助総額は変わらないが、実績報告書「管理費・事業費内訳」に記載された事業調整事務、障害者就労支援、サービス向上等支援の額が決算書「事業団補助金事業等収益明細書」に記載された額と相違している。チェック体制を強化するなどして、適正な事務を行われたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団は、令和6年度から社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事業助成補助金のうち事業調整事務への補助が廃止となったことに伴い、本部ビル移転や本部のスリム化等の経営努力により本部経費を削減しており、経営の自立化に向けた積極的な取組みを評価する。併せて、人材の確保と職員の専門性の向上につなげる新たな人事・給与制度の構築を進めつつ、科学的介護の実践による職員と多職種連携での介護の取組みによる介護サービスの質の向上を図ってきた。また、外国人職員に対しては、日本人職員がバックアップすることともに、基本業務の動画マニュアルを4か国語で作成し、業務支援に取り組んでいる。さらに、福祉人材育成・研修センターにおいては、人材確保や研修だけでなく、将来を見据えて介護人材のすそ野を広げる事業も実施している。引き続き、先駆的な介護、福祉の取組みや個別ニーズに応じた多様な専門性の高いサービスを提供するとともに、区民福祉の向上に寄与されたい。

場づくりの推進、空き家等地域貢献活用支援事業、世田谷まちづくりフリワード助成グループなど区内まちづくり活動団体のノウハウや、人材ネットワークなどの情報発信及び交流機会の提供、まちづくり相談などによる区民主体のまちづくり活動の促進業務等を行っている。また、公共施設等地域の方々とともに様々な活動に活用し、まちの魅力を高めるべくプレイスメイキング事業を行っている。

ウ 参加の輪を広げる普及啓発事業

区内小・中学校の総合学習支援における野鳥観察等への講師派遣や、自然体験教室の開催、トラストまちづくり大学の開催等による環境学習、人材育成を行っている。また、他団体等との連携、協力を行うとともに、情報誌の発行、メールマガジンの配信、ホームページの運営により情報発信を行っている。また、トラストまちづくり事業の発信拠点として、ビジターセンターを運営している。

エ 安心して住み続けられる住まい・まちづくり事業

せたがやの家の運営を行っている。また、区からの受託事業として、住まいサポートセンター事業を運営している。

オ 安全で安心でできる公共施設の維持保全事業

公共工事の品質向上や安全性を高めるため講習会を開催し、区内中小事業者の育成を行っている。また、区から児童施設、教育施設、地域施設、福祉施設等公共施設の修繕業務を受託している。

カ 環境共生・地域共生に資する駐車場等の管理運営事業

キャロットパーク及び下高井戸公共駐車場を管理運営している。また、三軒茶屋地区における都市整備事業に活用したSTKハイツを、貸事務所として管理運営している。

また、ミニ野鳥区鑑等の書籍や、てぬぐい(どんぐり、野鳥)など啓発グッズの販売を行っている。

- ① 団体の所在地  
世田谷区松原六丁目3番5号
- ② 設立年月日  
平成18年4月1日  
(財団法人世田谷区都市整備公社と財団法人せたがやトラスト協会を統合して設立。平成25年4月1日に財団法人から一般財団法人へ移行)

③ 設立目的  
世田谷区において、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することにより、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して生き生きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニケーションの形成に寄与する。

④ 組織(令和6年9月30日現在)

理事会	9人(理事長1人、常務理事1人、理事7人)
監事	2人
評議員会	10人
事務局	60人(常勤31人、非常勤29人)
事務局長(管理課長事務取扱)	1人
管理課	13人
トラストみどり課	30人
地域共生まちづくり課	16人

⑤ 主な事業内容

ア 環境保全を図るトラスト運動事業  
市民緑地、小さな森による民有地のみどり保全、3軒からはじまるガーデンング支援、園芸講習会等による民有地の緑化推進、希少生物自生地の保全等の自然環境の保全と再生、世田谷グリーンインフレーション推進事業、歴史的・文化的環境の保全と活用等の活動を行っている。  
また、イベントの実施等によるトラスト運動の普及啓発や、賛助会員等のトラストまちづくり会員の拡大、トラストボランティアの育成等を進めている。

イ 地域力を育むまちづくり推進事業  
地域共生のいえづくり支援による地域の交流やまちづくり活動を支える

⑥ 決算状況

科目	令和5年度	令和4年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,178,331,601	1,185,052,445
(B) 経常費用計	1,205,415,410	1,211,348,576
(C) 当期経常増減額	△27,083,809	△26,296,131
(A)-(B)		
(D) 経常外収益計	50,000	30,000
(E) 経常外費用計	1	1
(F) 当期経常外増減額	49,999	29,999
(D)-(E)		
(G) 当期一般正味財産増減額	△27,033,810	△26,266,132
(C)+(F)		
(H) 一般正味財産期首残高	4,127,319,352	4,153,585,484
(I) 一般正味財産期末残高	4,100,285,542	4,127,319,352
(G)+(H)		
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高	4,600,285,542	4,627,319,352
(I)+(K)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。  
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出  
えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
一般財団法人世田谷トラストまちづくりに対する補助金	222,561,483	152,411,078
管理部門人件費 ・役員報酬及び管理部門に関わる職員の人件費	41,287,316	26,795,334
管理部門運営事務 ・管理部門運営に係る事務費	18,936,046	9,468,023
トラストまちづくり事業人件費 ・トラストまちづくり事業に関わる職員の人件費	162,338,121	116,147,721
一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラストまちづくり事業助成補助金 ・トラストまちづくり事業の推進に係る事業費	47,942,658	43,303,224
世田谷区市民緑地事業補助金 ・市民緑地の設置及び管理に係る事業費	25,149,650	20,665,940
世田谷区せたがやの家システム住宅助成金	72,319,706	72,319,706
家賃等助成金 ・家賃の額と入居者負担額との差額分の助成、談話室借上賃料等	59,405,321	59,405,321
運営費助成金 ・せたがやの家運営に係る附帯事務費	12,914,385	12,914,385
世田谷区せたがやの家システム福祉型住宅助成金 ・家賃等助成金 ・家賃の額と入居者負担額との差額分の助成	60,179,300	60,179,300
合計	428,152,797	348,879,248

単位：円

株式会社世田谷川場ふるさと公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び公の施設に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲  
監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容  
事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

- ① 監査委員による監査  
実施日 令和6年11月12日  
実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレッジ・中野ビレッジ)の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年10月11日、17日  
実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレッジ・中野ビレッジ)の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年10月17日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要  
監査の実施により確認した株式会社世田谷川場ふるさと公社の概要は、次のとおりである。

3 監査の結果

一般財団法人世田谷トラストまちづくりにおいて、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、下記の「是正又は改善が必要な事項」を除き、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

一般財団法人世田谷トラストまちづくりは、これまで、民有地のみどりの保全・創出、歴史的・文化的環境の保全と活用、また地域コミュニティの形成に取り組みされてきたことを評価する。今後は、安定した経営基盤の確保と専門的能力を備えた人材の育成により、業務効率の高い組織を構築した上で公益目的事業の拡充に努め、公益財団法人への移行の取組みを着実に進められたい。

【是正又は改善が必要な事項】

二子玉川分庁舎の自動販売機設置に関して、販売手数料収入を事業収益とするのではなく、一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラスト基金に歳入し受取寄付金として処理しており、会計処理上、税務上の問題があった。受取販売手数料における会計上、税務上の処理について適正なものとなるよう是正されたい。

また、区は、二子玉川分庁舎を東京都より賃借し、その一部を自動販売機設置場所として一般財団法人世田谷トラストまちづくりを利用してはいるが、二子玉川分庁舎における東京都との賃貸借契約では無断転貸禁止の条項が設けられており、同条項に違反している可能性がある。区においては、このことについて東京都に確認した上で、必要な措置をとられたい。

⑥ 決算状況  
ア 損益の状況

科目	令和5年度	令和4年度
(A) 売上高	787,272,446	736,026,126
(B) 売上原価	170,364,321	157,170,702
(C) 販売費及び一般管理費	618,099,706	585,596,404
(D) 営業利益	△1,191,581	△6,740,980
(A) - (B) - (C)		
(E) 営業外収益	9,826,176	1,171,304
(F) 営業外費用	766,057	908,748
(G) 経常利益	7,868,538	△6,478,424
(D) + (E) - (F)		
(H) 特別利益	7,617,565	4,188,000
(I) 特別損失	23,755,232	291,002
(J) 税引前当期純利益	△8,269,139	△2,581,426
(G) + (H) - (I)		
(K) 法人住民税及び事業税	204,080	1,831,676
(L) 当期純利益	△8,473,219	△4,413,102
(J) - (K)		

注：決算状況(損益の状況)は、損益計算書による。  
注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

イ 株主資本等変動(繰越利益剰余金の状況)

	令和5年度	令和4年度
(A) 当期首残高	230,743,098	235,156,200
(B) 剰余金の配当	0	0
(C) 当期純利益	△8,473,219	△4,413,102
(D) 当期変動額	△8,473,219	△4,413,102
(B) + (C)		
(E) 当期末残高	222,269,879	230,743,098
(A) + (D)		

注：決算状況(繰越利益剰余金の状況)は、株主資本等変動計算書による。  
注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

- ① 団体の所在地  
群馬県利根郡川場村大字谷地1320番地
- ② 設立年月日  
昭和61年4月1日
- ③ 設立目的  
区民健康村諸施設の運営管理並びに世田谷区民と川場村及び村民との多様な交流事業の実施により、区民の健康増進と余暇活動の充実等に寄与する。
- ④ 組織(令和6年9月30日現在)  
取締役会 9人(代表取締役2人、取締役7人)  
監査役 2人  
営業課 88人(社員32人、嘱託社員6人、パートタイマー50人)  
管理課 3人(社員2人、パートタイマー1人)
- ⑤ 主な事業内容  
ア 施設運営維持管理事業  
予約受付業務、フロント業務、施設設備保守管理業務、清掃・整備業務及び外構管理業務を行っている。

イ 川場村運動公園施設運営維持管理事業  
予約受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

ウ 川場村森の学校施設運営維持管理事業  
受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

エ レストラン運営事業  
川場田園プラザ内のレストラン及びビザ工房経営業務を行っている。

オ その他事業  
移動教室運営事業、移動教室給食提供事業、一般路提供事業、川場村学校給食調理事業、売店経営事業、交流事業運営事業(健康村里山自然学校等)、再生可能エネルギー供給事業等の事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、昭和61年4月の株式会社設立に当たり、3,000万円を出資している。  
株式会社世田谷川場ふるさと公社の資本金総額は、4,000万円となっており、  
区の出資比率は75%である。

② 公の施設の管理

区は、世田谷区民健康村(富士山ビレッジ(群馬県利根郡川場村大字谷地内)・  
中野ビレッジ(群馬県利根郡川場村大字中野内))について、令和4年度から令  
和8年度まで、株式会社世田谷川場ふるさと公社を指定管理者として指定し  
ている。

令和5年度の指定管理料は、合計4億827万2,363円となっている。  
また、これらの施設については、利用料金制を導入している。令和5年度  
の利用料金収入は、1億4,292万6,850円である。

世田谷区民健康村(富士山ビレッジ・中野ビレッジ)の令和5年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	408,272,363	人件費	239,585,321
利用料金収入	142,926,850	施設維持管理経費	139,299,744
		その他経費	170,047,774
合計	551,199,213	合計	548,932,839
		収支差額	2,266,374

3 監査の結果

株式会社世田谷川場ふるさと公社において、出資等の目的に沿った適切な団体  
運営及び監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレッジ・中野  
ビレッジ)の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞ  
れ概ね適正に行われていると認められた。なお、区に提出する収支報告は、指定  
管理事業とその他事業とは明確に区分して作成され、かつ全事業の合計が団体の  
会計帳簿の合計と一致している必要がある。しかしながら、法人は会計帳簿の入  
力内容から必要な部分を集計するなどして当該収支報告を作成しており、収支報  
告に記載されている金額を会計システムの内容と照合することは容易ではなかつ  
た。今後、会計システムから容易に報告資料が作成でき、また、報告資料から会計  
データをたどることが可能になる方法を検討されたい。

株式会社世田谷川場ふるさと公社は、昭和61年の施設開設以来、区民の第2の  
ふるさとづくりを進めるとい健康村事業の理念に沿った施設・事業の運営を行  
っており、その実績を評価する。コロナ禍前の水準に施設利用者数が回復してき  
ているとのことであるが、引き続き、より多くの区民に川場村を訪れてもらえら  
よう、業務効率とサービスマイルの高い施設運営や創意工夫のある交流事業の展  
開に期待する。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月22日  
 実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設であるレンタルサイクルポートの担当所管部である土木部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年11月21日、12月5日、11日  
 実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設であるレンタルサイクルポートの担当所管部である土木部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月21日  
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの概

要は、次のとおりである。

① 団体の所在地  
 世田谷区宮坂一丁目24番6号

② 設立年月日  
 昭和53年7月9日

(世田谷区高齢者事業団(任意団体)として発足。昭和55年12月1日に社団法人シルバー人材センター世田谷区高齢者事業団となり、平成2年7月1日に社団法人世田谷区シルバー人材センターに名称変更。平成23年4月1日に社団法人から公益社団法人へ移行)

③ 設立目的

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

④ 組織(令和6年9月30日現在)

理事会 11名(会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事8名)  
 監事 1名  
 事務局 37名(常勤17名、非常勤2名、臨時18名)  
 事務局長(常務理事兼務) 1名  
 本部事務局 26名  
 烏山支部室 10名

⑤ 主な事業内容

ア 臨時的かつ短期的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための、就業の機会確保及び提供(就業は雇用によるものを除く。)区からの各種公共事業や指定管理者に関する業務、民間企業からの各種業務のほか、植木剪定や家事援助サービス、除草等の業務を家庭から受注し、各会員へ就業の機会を提供している。  
 また、受注業務の発注量・職種の拡大などを図るため、全理事による発注者への訪問活動を行っている。

イ 高齢者に対する就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

入会時研修、自転車等駐車場の就業会員全員への接遇研修、植木剪定や

毛筆筆耕などの技能研修、家事援助サービス就業会員研修などを実施している。

ウ 社会奉仕活動等を通じた高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

会報「シルバークセータがや」の発行やリーフレットの配布、ホームページによる情報発信、WEB広告などを通じ、公益社団法人世田谷区シルバークセータ事業のPRや各種教室の受講生募集などを行っている。

⑥ 決算状況

科目	令和5年度	令和4年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,508,426,596	1,427,829,304
(B) 経常費用計	1,511,988,668	1,430,306,873
(C) 当期経常増減額	△3,562,072	△2,477,569
(A)-(B)		
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	3,605,806
(F) 当期経常外増減額	0	△3,605,806
(D)-(E)		
(G) 当期一般正味財産増減額	△3,562,072	△6,083,375
(C)+(F)		
(H) 一般正味財産期首残高	110,263,665	116,347,040
(I) 一般正味財産期末残高	106,701,593	110,263,665
(G)+(H)		
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	174,177	229,319
(K) 指定正味財産期末残高	119,035	174,177
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高	106,820,628	110,437,842
(I)+(K)		

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。  
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 補助金

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益社団法人世田谷区シルバークセータ事業補助金	219,506,317	85,540,527
管理運営 ・管理職員人件費	43,365,134	28,058,000
事業運営 ・事業職員人件費、事業費	176,141,183	57,482,527

単位：円

② 公の施設の管理

区は、自転車等駐車場54箇所、レンタサイクルポート7箇所について、令和3年度から令和7年度まで、公益社団法人世田谷区シルバークセータを指定管理者として指定している。

令和5年度の指定管理料は、レンタサイクルポートについて、自転車維持管理業務として900万円となっている。なお、自転車等駐車場については、指定管理料の支出はなかった。

また、自転車等駐車場及びレンタサイクルポートの管理については、利用料金制を導入している。令和5年度の利用料金収入の合計は6億3,177万8,600円で、そのうち、今回監査対象としたレンタサイクルポート（板上下南外6箇所）の利用料金収入は4,501万5,600円である。

レンタサイクルポートの令和5年度の収支状況

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	9,000,000	人件費	25,850,682
利用料金収入	45,015,600	施設維持管理経費	22,471,986
		事務費	3,444,016
		区への納付金	2,248,916
合計	54,015,600	合計	54,015,600
		収支差額	0

単位：円

3 監査の結果

公益社団法人世田谷区シルバークルセンターにおいて、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設であるレンタルサイクルポートの適正かつ効果的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、財産目録において、毎年同じ記載で実態と乖離している事例があった。財産目録の作成にあたっては、前例踏襲に陥ることなく適切な記載に努められたい。

公益社団法人世田谷区シルバークルセンターは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、受注、会員数ともに減少する中、家事援助サービスの拡大やパソコン教室、趣味活動のカルチャークラス等の独自事業に取り組むなど契約金額、会員数の拡大に努めてきた。契約金額、会員数については、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、復調傾向にある。また、新たに準備している東京都シルバークルセンター連合が進める人材派遣事業に関しては、事業リスクも検証しながら進めるなど、会員の活躍の場の拡充と会員増加に引き続き積極的に努められたい。さらに、当センターの契約金額の約45%を占める公共事業、指定管理事業者のうちレンタルサイクルポートの指定管理施設について、区で廃止が検討されていることから、廃止による影響が最小限になるよう対応に努められたい。

学校法人若山学園

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、桜の詩保育園ほか2施設における認可保育園の補助対象事業に関する令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。  
① 監査委員による監査  
実施日 令和7年1月14日  
実施内容 学校法人若山学園及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

(2) 事務局による監査

実施日 令和6年11月22日、28日  
実施内容 学校法人若山学園及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した学校法人若山学園の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
埼玉県北本市深井五丁目100番地
- ② 沿革  
昭和45年に設立し、幼稚園、認可保育園、小規模保育施設の設置・運営を行っている。世田谷区では平成29年に桜の詩保育園、平成31年に天使の詩保育園、令和3年に若葉の詩保育園を開設した。

③ 認可保育園の所在地

名称	所在地
桜の詩保育園	世田谷区桜丘四丁目26番22号
天使の詩保育園	世田谷区下馬六丁目51番18号
若葉の詩保育園	世田谷区野沢三丁目13番5号

(3) 区の財政援助等

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
桜の詩保育園	46,143,465	36,235,320
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	10,905,000	10,905,000
世田谷区保育推進事業補助金	4,170,000	4,170,000
世田谷区保育所等における送迎バス等 安全対策支援事業補助金	2,221,856	2,000,000
世田谷区保育士等処遇改善助成金	2,880,000	2,880,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業 補助金	25,966,609	16,280,320
天使の詩保育園	44,236,553	32,214,900
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	8,524,000	8,524,000
世田谷区保育推進事業補助金	2,948,000	2,948,000
世田谷区保育所等における送迎バス等 安全対策支援事業補助金	2,062,390	2,000,000
世田谷区保育士等処遇改善助成金	2,280,000	2,280,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業 補助金	28,422,163	16,462,900
若葉の詩保育園	44,667,869	34,785,370
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	10,303,000	10,303,000
世田谷区保育推進事業補助金	3,698,000	3,698,000
世田谷区保育所等における送迎バス等 安全対策支援事業補助金	1,125,373	1,125,000
世田谷区保育士等処遇改善助成金	2,650,000	2,650,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業 補助金	26,891,496	17,009,370
合計	135,047,887	103,235,590

単位：円

3 監査の結果

学校法人若山学園において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

学校法人若山学園は、幼稚園運営で培った経験を活かして体操指導や英語遊びなどを保育に取り入れている。さらに収穫体験やクッキング体験などの食育活動にも力を入れており、遊びや体験から得られる学びを大切にしている。加えて、在宅子育て支援や近隣の保育園、小学校等との交流を進めるとともに、法人内で連携した保育運営を行っている。引き続き、地域との交流を深めながら、質の高い保育の提供に努められたい。

株式会社ネス・コーポレーション

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、ナーサリールームベビー用費（世田谷区用費二丁目 27 番 1 号 大東京ビル 3 階）ほか 1 施設における認証保育所の補助対象事業に関する令和 5 年度及び令和 6 年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和 7 年 1 月 21 日

実施内容 株式会社ネス・コーポレーション及び担当所管部である子ども若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和 6 年 11 月 12 日、29 日

実施内容 株式会社ネス・コーポレーション及び担当所管部である子ども若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社ネス・コーポレーションの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

台東区上野一丁目 17 番 6 号 広小路ビル 3 階

② 沿革

平成 14 年 4 月 16 日に設立し、認可保育園・認証保育所の運営及び事業所内保育施設等の企画・委託運営を行っている。23 区内・川崎市で認可保育園・認証保育所を中心に 20 施設の運営を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和 5 年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助内義事業費	補助金額
ナーサリールームベビー用費	87,786,872	54,635,790
世田谷区認証保育所運営費補助金	77,377,550	45,101,030
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	5,314,000	5,314,000
世田谷区保育力強化事業補助金	618,000	618,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	3,552,322	2,677,760
世田谷区保育士等処遇改善助成金	790,000	790,000
世田谷区認証保育所児童見守り加算補助金	135,000	135,000
ナーサリールームベビー用費が原	52,742,712	1,559,760
世田谷区認証保育所運営費補助金	52,742,712	1,559,760
合計	140,529,584	56,195,550

3 監査の結果

株式会社ネス・コーポレーションにおいて、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社ネス・コーポレーションは、主体性保育を保育の中心に掲げ、「子ども会議」と称した園児同士の対話、コミュニケーションによる話す力・聴く力・相手を理解する力の育成に取り組んでいる。また、子どもの年齢に応じた床素材の導入、冷暖房・空気清浄機（加湿器）の完備など施設の充実を図るとともに荷物を少なくする工夫、口拭きタオルの園での洗濯、連絡帳・お便りにおけるアプリ活用など保護者の負担軽減にもこだわって取り組んでいる。加えて、区が令和 6 年 4 月から導入した未就園児保護者の孤立防止・育児不安軽減等に向けた未就園児の定期的な預かり事業についても積極的に導入している。引き続き、保護者のニーズに寄り添いながら、安心・安全な保育環境の中で園児一人ひとりを大切にしたい。自主性をはぐくむ質の高い保育の提供に努められたい。

株式会社ホテルオークラエンタープライズ

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的  
 公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲  
 監査の範囲は、スカイキャロット展望ロビー(世田谷区太子堂四丁目1番1号26階)における管理運営に関する令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容  
 団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。  
 ① 監査委員による監査  
 実施日 令和7年1月21日  
 実施内容 株式会社ホテルオークラエンタープライズ及び今回監査対象とした公の施設であるスカイキャロット展望ロビーの担当所管部である世田谷総合支所への事情聴取等
- ② 事務局による監査  
 実施日 令和6年11月5日、13日  
 実施内容 株式会社ホテルオークラエンタープライズ及び今回監査対象とした公の施設であるスカイキャロット展望ロビーの担当所管部である世田谷総合支所への事情聴取及び書類調査
- ③ 公認会計士による会計書類調査  
 実施日 令和6年11月13日  
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社ホテルオークラエンタープライズの概要は、次のとおりである。  
 ① 団体の所在地  
 港区台場二丁目6番1号 グランドニッコー東京 台場 内

② 沿革

昭和48年7月に設立し、ホテル、宿泊施設、料飲施設等の運営、業務の受託及び技術指導、食料品や飲料品及び保存食品の製造販売などを行っている。平成29年10月からスカイキャロット展望ロビーの指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、スカイキャロット展望ロビーについて、令和5年度から令和9年度まで、株式会社ホテルオークラエンタープライズを指定管理者として指定している。

令和5年度の指定管理料は、2,462万5,677円である。

また、本施設は利用料金制を導入しており、令和5年度の利用料金収入は1億7,088万9,531円である。

スカイキャロット展望ロビーの令和5年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	24,625,677	人件費	83,725,117
利用料金収入	170,889,531	施設維持管理経費	50,676,333
自主事業収入	904,456	事業費	50,681,294
		自主事業経費	536,920
		その他の支出	10,800,000
合計	196,419,664	合計	196,419,664
		収支差額	0

3 監査の結果

株式会社ホテルオークラエンタープライズにおいて、監査対象とした公の施設であるスカイキャロット展望ロビーの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、本指定管理では、新型コロナウイルス感染症の流行以降の利用料金収入の低下を受け、支出分との差額を指定管理料として支出しているが、指定管理者による自主的な運営や経営努力を発揮する効果が限定的になる可能性が懸念される。新型コロナウイルス感染症後の区民の行動変容や昨今の物価高騰等の環境変化を踏まえ、担当所管部は本施設における指定管理者制度の運用について検討されたい。

株式会社ホテルオークラエンタープライズは、グループの経営理念「親切と和」

と営業三大目標「Best A. C. S (施設・料理・サービス)」を基本とし、公の施設の管理運営の基本的な考え方に沿って企画、運営を行っている。訪れた顧客に「食」の提供を通じて「安らいでいただき、幸せな笑顔で帰られる、あたたかみのある快適な空間」を作り出すことで、スカイキャロット展望ロビーの魅力をさらに高めている。また、飲食提供以外の施設維持管理についても、万一の事態に備えた危機管理体制を整えるとともに、衛生管理の徹底やロビーでの訪問者への迅速な対応等、指定管理者として適切な運営を行っていると評価する。一方で、飲食提供施設で指定管理者制度の効果を発揮するためには、社会の変化に伴う新たな施設運営のあり方を模索する必要がある。区民の貴重な財産である施設の特質を活かし、状況の変化に柔軟に応じた事業執行に努められたい。

社会福祉法人せたがやや煙の木会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、松原けやき寮(世田谷区松原六丁目43番17号3階)における管理運営に関する令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月16日  
実施内容 社会福祉法人せたがやや煙の木会及び今回監査対象とした公の施設である松原けやき寮の担当所管部である障害福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年11月6日、14日  
実施内容 社会福祉法人せたがやや煙の木会及び今回監査対象とした公の施設である松原けやき寮の担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月14日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人せたがやや煙の木会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区代田一丁目29番5号

② 沿革  
 平成14年に社会福祉法人せたがや榎の木会を設立後、区内で就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助等の15事業所を運営している。また、指定管理者として区内3カ所で施設を運営している。  
 令和3年度から松原けやき寮の指定管理者の指定を受け、管理運営委託業務を行っている。

(3) 公の施設の管理  
 区は、松原けやき寮について、令和3年度から令和7年度まで、社会福祉法人せたがや榎の木会を指定管理者として指定している。  
 令和5年度の指定管理料は、2,683万7,665円である。

松原けやき寮の令和5年度の収支状況

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	26,837,665	人件費	23,162,796
その他収入	1,632,530	施設維持管理経費	3,540,974
		事業費	1,766,425
合計	28,470,195	合計	28,470,195
		収支差額	0

3 監査の結果  
 社会福祉法人せたがや榎の木会において、監査対象とした公の施設である松原けやき寮の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人せたがや榎の木会は、障害があっても生まれ育った世田谷で「当たり前」に笑顔で生活できるように「支え続けることを法人の使命」としており、利用者の主体性を尊重しながら、自立生活と社会参加の支援に取り組んでいる。松原けやき寮は、生活寮と短期入所の機能を併せ持つ施設である。生活寮では自立生活を旨とした利用者の生活様式に合わせた支援を行い、短期入所においては重度障害者や様々な事情を持つ利用者も受け入れるなど、個々の利用者やその家族のニーズに対応した支援を行っていることを評価する。引き続き、障害者の立場に寄り添った支援、障害福祉サービスの提供に努められたい。

◎世田谷区監査委員告示第6号

職員の賠償責任及び長の要求監査結果報告書に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第15項の規定により公表する。

令和7年4月16日

世田谷区監査委員	田中文子
同	市川穰
同	下山芳男
同	高橋昭彦

員が、領収書と金銭管理登録機から払い出した金額との照合をできるように改めた。

④ 令和7年2月より、被保護者本人が来庁する前にケースワーカーが現金取扱員から現金を受領し、未払いの公金を手揚げ金庫で保管する取扱いを廃止し、出納行為が完了し、領収書を取得するまでの現金は、金銭出納員の管理のもと現金取扱員が未払いの前渡金として管理することを徹底した。

(3) 保護・自立促進における現金管理

① 令和6年2月より現金管理は金銭出納員の管理のもと現金取扱員が行うこと、手揚げ金庫への現金の出し入れはケースワーカー及び、査察指導員、金銭出納員または現金取扱員の三者で確認することを徹底した。

② 令和6年2月より、所在不明など対応困難な事案については、ケースワーカーが単独で判断せず、速やかに生活支援課長と査察指導員によるケース診断会議を行い、組織として方針を決めて対応している。令和7年2月には、改めて生活支援課長からケースワーカーに説明し徹底している

③ 令和6年3月に本件事故の調査会で本人の同意のないまま領収書に押印して精算することがないことを全支所で確認し、令和7年2月に監査結果報告を受け、改めて同意のない領収書の押印、ケースワーカーによる家賃の立て替えがないことを全支所で確認した。

④ 令和6年7月に本事故を教訓に、新人、転入職員を含めケースワーカーを対象に説明会を開催し、生活支援課長から改めて亡失事故の経緯を説明し、現金取扱員が支所共通で定めている現金管理について説明し、査察指導員が預り金等保護費の取扱いを説明した。本人の承諾のない領収書への押印の禁止はもとより、法令順守、金銭管理意識の向上を図った。来年度以降も引き続き毎年開催し職員の意識向上に努める。

⑤ 令和6年7月に「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)」が一部改正され利用が原則とされたため、ケースワーカーは、被保護者の家賃に滞納が続く場合など、速やかに、この制度を積極的に活用して、立て替えることなく問題の解決を図る。

⑥ 令和7年2月より、被保護者本人が来庁する前にケースワーカーが現金取扱員から現金を受領し、未払いの公金を手揚げ金庫で保管する取扱いを廃止し、出納行為が完了し、領収書を取得するまでの現金は、金銭出納員の管理のもと現金取扱員が未払いの前渡金として管理することを徹底した。(再掲)

(4) 管理簿について

① 令和6年2月より、預り金等入出金の都度、ケースワーカーが、速やかに「被保護者預かり金品管理簿」を作成し当日中に回覧し、金銭出納員、査察指導員が確認して金銭の出入りや管理状況を把握する取扱いに改めた。

1. 生活保護事務にかかると改善動向に対する措置

(1) 金庫管理について

① 令和6年2月に、生活支援課保護・自立促進職員であるケースワーカー(以下「ケースワーカー」という。)が、やむを得ず被保護者から預かる金品等を入れるための手揚げ金庫(以下「手揚げ金庫」という。)について新たなものを購入した。当該手揚げ金庫は、生活支援課管理係長である金庫管理者(以下、「金庫管理者」という。)と生活支援課管理係員である現金取扱員(以下、「現金取扱員」という。)だけが、鍵を管理し、開閉をすることができると改めた。また、夜間は設置型の金庫の中に、日中は鍵のかかるキャビネットに保管するとともに、常に鍵と、ダイヤルにより施錠することを徹底した。

② 令和6年2月より、預り金の出し入れなど、手揚げ金庫を取り扱う場合は、ケースワーカーのほか、生活支援課保護・自立促進担当係長である査察指導員(以下「査察指導員」という。)、及び生活支援課管理係長である金銭出納員(以下、「金銭出納員」という。)または、現金取扱員の計3名で、出し入れする現金を確認することと改めた。

③ 令和6年7月より、ケースワーカーは、金庫管理者または現金取扱員に手揚げ金庫の開閉を依頼する都度、「手揚げ金庫使用管理簿」に、使用日時、目的、使用者、立合い者を記録し、査察指導員及び金庫管理者または現金取扱員がその場で確認し、後日、誰がいつ、何の目的で手揚げ金庫を使用したか確認できるように改めた。

④ 令和7年2月に発足した「生活保護事務改善検討会」において検討した、ICカードを利用して開閉し、操作者の記録が電子的に残る設置型の金庫の早期導入を図る。

(2) 窓口払いにおける保護費の管理

① 令和6年2月より、当該生活支援課では金銭出納員が中心となって、窓口払いの必要性の精査や、遺留金、返還金等の処理や課長名義の口座への入金を進め、事務所に於ける現金取り扱いの縮減をすすめている。当該生活支援課の手揚げ金庫には、令和5年12月25日の時点で、200万円以上が保管されていたが、令和7年2月には金庫内に保管される現金を通常数万円程度まで縮減した。

② 令和6年7月に、5支所共通で、窓口払いの必要性を精査し、窓口払いの決定手順等の共通化や二次コードを利用したATM受け取りサービスの活用など、事務所に於ける現金取り扱いの縮減を検討するための、プロジェクトチーム(以降「現金縮減検討PT」という)を発足した。

③ 令和6年10月より、現金取扱員が、定例払いごとに、窓口払いの対象者氏名、金額の一覧表を作成し、来所した被保護者の氏名と金額を確認した上で、ケースワーカーに保護費を手渡すとともに、領収書を速やかに回収することとし、現金取扱

② 令和6年2月より、金銭出納員が毎月の手届け金庫の保管金の総額を把握して一覧表として記録し、金銭出納員、査察指導員が、複数で手届け金庫内の現金と手届け金庫で保管する必要性を定期的に確認することに改めた。

③ 令和6年7月に本事故を教訓に新人、転入職員を含めケースワーカーを対象に説明会を開催し、生活支援課長から改めて亡失事故の経緯を説明し、現金取扱員が支所共通で定めている金銭管理について説明し、査察指導員が預り金等保護費の取り扱いを説明した。本人の承諾のない領収書の押印の禁止はもとより、法令順守、金銭管理意識の向上を図った。来年度以降も引き続き毎年開催し職員の意識向上に努める。(再掲)

④ 令和7年2月より、被保護者本人が来庁する前にケースワーカーが現金取扱員から現金を受領し、未払いの公金を手届け金庫で保管する取扱いを廃止し、出納行為が完了し、領収書を取得するまでの現金は、金銭出納員の管理のもと現金取扱員が未払いの前渡金として管理することを徹底した。(再掲)

2. 世田谷区の組織及び運営の合理化に資するために付された意見の対応

(1) 執務体制について

① 年度当初に、社会福祉法における現業職の必要人員の確保に努めるとともに、訪問類型基準ごとのケース数や困難ケースの状況を踏まえ、各生活支援課の現場の作業量に合わせた必要な体制を確保する。

② 年度途中の離職・欠勤に対応する体制について、今回、病気休暇中の職員に対して、その期間の把握が困難であったことから、ケース分配の対応が遅れ、結果、査察指導員に負担が集中することになった。職員が休暇の期間に被保護者の担当を一時性に変更することは、それまでに培ってきた被保護者との関係を、変更時と、また復帰後に再構築することになり、期間が予測できない状況での判断が難しい状況がある。

③ 今後、同様の場合に備え、「生活保護事務改善検討会」においてケースワークの進め方、短期的に人材派遣職員が代替することが可能な事務工程や、他自治体における会計年度任用職員や委託によるケースワークの実例等を調査し対応を検討する。また、当該生活支援課の管理係に、新たに副係長を配置し、公金管理の体制を強化した。

(2) 資金前渡以外の現金の縮減について

① 返還金、遺留金等の現金等の管理について、5支所の生活支援課管理係長会、保護・自立促進担当係長で「被保護者の金品等管理」の要綱を制定し、併せて、支所共通の「生活保護費等支払い・現金・金庫管理マニュアル」の見直しを行い、現金・金庫管理の取り扱い事項や方針等を整理するとともに、保管する現金の縮減やその取り扱いの徹底については、このマニュアルのなかで明記する。

② 「生活保護事務改善検討会」において、残余の遺留金を歳入歳計外現金とする手法

については、今回の厚生労働省の手引きの改定にあわせて事故防止の観点から改めて検討する。

③ 「生活保護受給者金銭管理支援事業委託」については、事業の利用を必要とする被保護者が多くなっている現状を踏まえ、実施可能な事業者の確保・開拓や、対象者の金銭管理支援からの自立や他の支援への移行方法なども含め、現状の課題を分析しながら、必要数を見極めたうえで、生活支援課と生活福祉課で協議のもと対応を検討する。

(3) 執務環境について

① 欠員が生じた場合の代替措置を含め、必要な人員の確保については、上記(1)のとおりに検討するとともに、「生活保護事務改善検討会」において査察指導員が困難なケースを指導する場合に、支所の協力やベテラン職員の活用など重層的なスーパーヴィジョンの提供を検討する。また、困難ケースを担当する職員の精神的負担について、生活支援課長はその早期把握と区の実施するメンタルヘルスケア事業へのつなぎ方について検討する。

② 当該生活支援課の課長については、事故当時に関係者にもヒアリングを実施したところであるが、今回の意見を受け、改めて職員に説明する際には、職場での相談に加え、職員のごころの健康づくり事業を案内した。特に、本件に関係する職員の情報聴取等の前後には、丁寧なミーティング等を行い、ごころの安寧に努めている。また、今回、当該所属の現金管理の手法が支所共通の「生活保護費等支払い・現金・金庫管理マニュアル」の取り決めから外れ、不適切な運用がされていたことを教訓に、各支所の現金取扱員が、毎年定期的にそれぞれの支所の管理業務を相互に確認しあう内部監査を行う。

④ さらに、監査を通じて効果的な管理手法や事務の効率化を共有することで、現金取扱員とケースワーカーの適切な牽制関係のもと、良好な執務環境の維持に努める。

(4) 監察体制について

① 事故発生報告書については、所管部が事故発生の当日中に第一報を総務部等に報告するとともに、事故発生後、事故発生報告書速報版を1週間以内に書面により提出することに改め、全庁に徹底する。

② また、事故内容から職務上の責任が想定される場合や事故報告書の内容に確認を要する点が認められる場合は、直ちに総務部から所管部に対し、事故監察に先立って予備調査を行い、所管部からの事情聴取に時間差を生じさせない。以上の改善を通して、区民の信頼に応えることができる監察体制の構築に取り組む。